

第3期山都町男女共同参画計画

令和3年3月

熊本県山都町

はじめに



山都町長 梅田 穰

すべての人が性別にかかわらず、あらゆる分野で活躍できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が加速度的に進む本町において喫緊の課題であり、達成すべき目標でもあります。

国では、2015（平成27）年に女性活躍推進法を制定し、あらゆる分野における女性活躍推進の基本原則を定められ、様々な法改正や制度改革が進められています。

本町においても男女共同参画を推進していく行動プランとして、2011（平成23）年に第1期計画、2016（平成28）年に第2期計画を策定し、各種施策を展開してきました。

今回、第3期計画の策定にあたり、町民の皆さまにご協力を頂きアンケート調査を実施し、これまでの施策の評価及び検証を行い、本町の現状を明らかにしました。この現状を踏まえ改善すべき事項や継続していく事項等を整理し、今後5年間における本町が進むべき道を指し示す羅針盤として計画を策定しました。

本計画の基本理念である「楽しく・仲良く・いきいきと！^{ひと}男と女とが^{ひと}ステキに生きる町」の実現に向け、各種施策を進めてまいりますので、町民の皆さまのご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

最後に、本計画の立案にあたり、アンケート調査にご協力いただきました町民の皆さま、本計画についてご審議いただきました山都町男女共同参画社会促進懇話会の委員の皆さま、その他ご協力いただきました多くの皆さまに心より厚く感謝申し上げます。

令和3年3月

目次

第1章 第3期山都町男女共同参画計画の概要

| | |
|----------------|---|
| 1 計画策定の趣旨 | 2 |
| 2 男女共同参画をめぐる動き | 2 |
| 3 計画期間 | 4 |
| 4 計画の位置づけ | 4 |

第2章 山都町の現状

| | |
|--------------------|----|
| 1 山都町の現状 | 8 |
| 2 アンケート調査結果 | 14 |
| 3 山都町の男女共同参画における課題 | 23 |

第3章 計画の基本理念・基本方針

| | |
|-----------------------|----|
| 1 計画の基本理念 | 28 |
| 2 山都町における男女共同参画推進のあり方 | 28 |
| 3 計画の基本方針 | 30 |

第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

| | |
|---------------------------------|----|
| 基本方針Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり | 36 |
| 施策の柱1 固定的な性別役割分担意識の解消 | 36 |
| 施策の柱2 幼少期からの男女共同参画意識の形成 | 37 |
| 施策の柱3 政策・方針決定過程への女性の参画促進 | 39 |
| 基本方針Ⅱ 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり | 41 |
| 施策の柱1 地域防災における男女共同参画の推進 | 41 |
| 施策の柱2 生涯を通じた心身の健康づくりの推進 | 42 |
| 施策の柱3 暮らしに困難を抱えた人への支援 | 43 |
| 基本方針Ⅲ 男女がともに活躍する地域づくり(女性活躍推進計画) | 46 |
| 施策の柱1 職場における男女共同参画と女性活躍の推進 | 46 |
| 施策の柱2 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進 | 47 |
| 施策の柱3 ワーク・ライフ・バランスの推進 | 49 |

| | |
|---|----|
| 基本方針Ⅳ 男女間の暴力のない地域づくり(DV被害者支援基本計画) ----- | 51 |
| 施策の柱1 男女間のあらゆる暴力の根絶 ----- | 51 |
| 施策の柱2 相談体制の整備と被害者支援の充実----- | 52 |
| 施策の柱3 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化 ----- | 54 |

第5章 計画の推進及び進捗管理

| | |
|--------------------|----|
| 1 計画の推進体制 ----- | 56 |
| 2 計画の進捗状況の評価 ----- | 56 |

第6章 資料編

| | |
|----------------------------|----|
| 1 山都町男女共同参画社会促進懇話会委員 ----- | 58 |
| 2 関係法令 ----- | 59 |

第 1 章

第 3 期山都町男女共同参画計画の概要

第1章 第3期山都町男女共同参画計画の概要

1 計画策定の趣旨

一人ひとりが性別にかかわらず、社会のあらゆる分野に参画し、自分らしく生きることができる男女共同参画社会の実現は、社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

国においては、男女共同参画社会の実現に向け、関係法を整備してきており、なかでも、人口減少や少子高齢化が進行する社会においては、女性の活躍が不可欠として、女性の登用の推進、子育て・介護などに配慮した柔軟な働き方の実現に向けた制度改革などを進めているほか、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス）やセクシュアルハラスメントなど、女性に対する暴力の根絶に向けた取り組みなどを進めています。

本町においては、2011（平成23）年に男女共同参画を推進するための行動プランとして「山都町男女共同参画計画」を策定し、国等の施策の動向も踏まえながら、一人ひとりが輝き豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指して、各施策に取り組んできました。

企業における育児休業や短時間勤務などの導入が進むなど一定の成果が見られているものの、男性の育児休業取得が進んでいないことや、DVやセクハラなど女性に対する暴力の存在のほか、依然として社会の様々な分野における男女間の意識に格差があるなどの課題が挙げられています。

固定的な性別による役割分担意識にとらわれることなく、男女が個性と能力を十分に発揮できる社会、男性中心の働き方を見直し、男女がともに仕事と家庭生活との両立ができる社会、互いの人権が尊重され、DVやセクハラなどの暴力のない社会を目指した取り組みを、今後も引き続き進める必要があります。

本計画は、国の動きや社会情勢、本町の男女共同参画に関する現状や課題を踏まえ、一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現を目指し、総合的に施策を推進するために策定するものです。

2 男女共同参画をめぐる動き

（1）国際社会の動き

国連では、1975（昭和50）年を国際婦人年と定め、男女平等の推進、経済・社会・文化への婦人の参加などを目標に世界的な活動を行うこととし、1979（昭和54）年には、女子に対する差別の撤廃と男女平等に向けた「女性差別撤廃条約」を採択するなど、女性の地位向上を目指す取り組みを進めてきました。

また、2015（平成27）年には、国連サミットで「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が採択され、この中に掲げられた「※1 持続可能な開発目標（SDGs）」において、政治、経済、公共分野での意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画等をターゲットとした

「※2ジェンダー平等を実現しよう」の目標が定められました。

わが国の男女共同参画は、こうした国連の女性の地位向上に係る運動と連動して進んでいます。

※1持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals: SDGs)

2015(平成 27)年 9 月に国連で採択された、先進国を含む 2030 年までの国際社会全体の目標。17 のゴール(目標)とその下位目標である 169 のターゲットから構成されている。

※2ジェンダー

人間には生まれつきの生物学的性別(セックス/sex)がある一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的性別」(ジェンダー/gender)という。

持続可能な開発目標 (SDGs 17の目標)

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための17の目標



(2) 国の動き

わが国では、1999（平成 11）年に「男女共同参画社会基本法」を制定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の実現に向けた取り組みを進めてきています。しかしながら、固定的な性別による役割分担意識や男性中心型の労働慣行は依然として残っており、また、急速な少子化の進展や雇用環境の変化等、社会情勢が大きく変わる中、価値観やライフスタイル、性をめぐる概念などが多様化し、新たな状況への適切な対応が求められています。

特に、女性を取り巻く社会環境は大きな変化を遂げており、2015（平成 27）年 8 月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下、「女性活躍推進法」という。）が制定され、あらゆる分野における女性活躍推進の基本原則が定められたことにより、様々な法改正や制度改革等が進められています。

新たな第 5 次男女共同参画基本計画の策定に当たっては、我が国における経済社会環境や国際情勢の変化を踏まえ、我が国が主体的に参画してきたジェンダー平等に係る多国間合意の履行の観点から、目指すべき社会として改めて以下の 4 つを提示し、その実現を通じて、男女共同参画社会基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。

- ① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会
- ② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
- ③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会
- ④ あらゆる分野に男女共同参画—女性活躍の視点を取り込み、SDGs で掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

3 計画期間

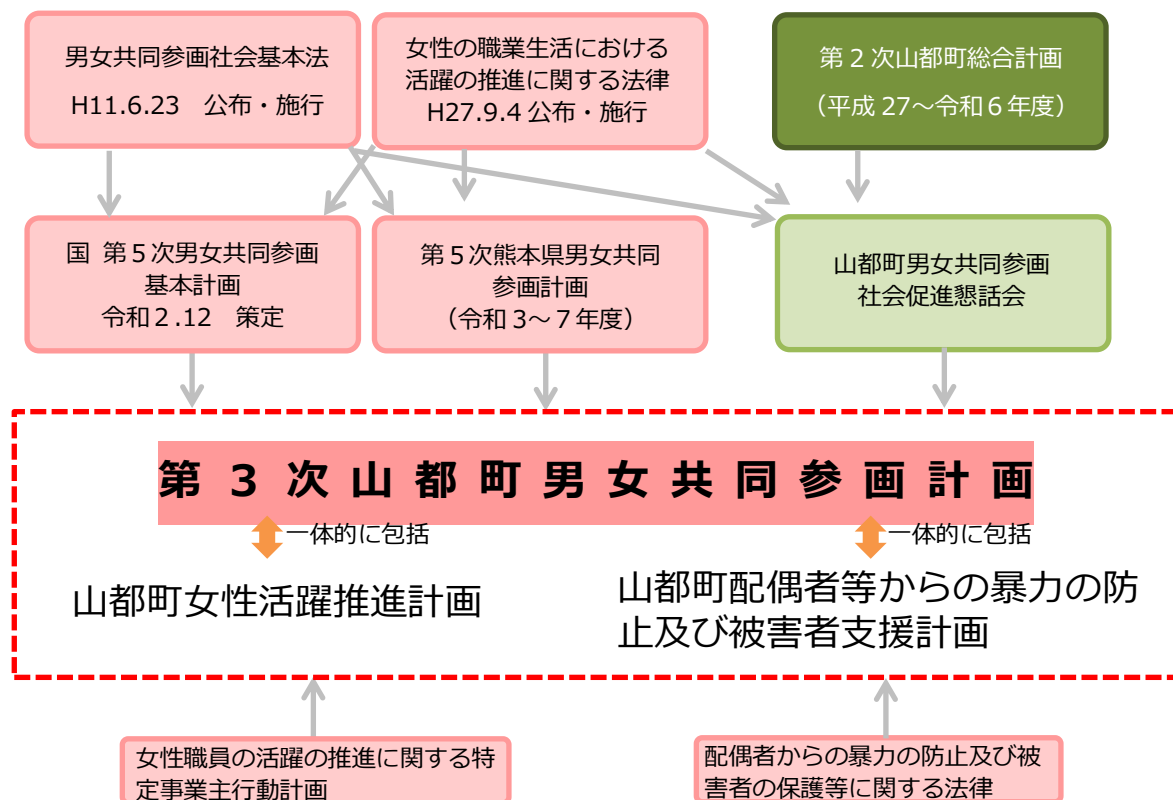
計画期間は、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間とします。ただし、国際社会の動向や社会状況の変化に対応し、適切な施策の推進を図るため、必要に応じ見直しを行います。

4 計画の位置づけ

第 3 次山都町男女共同参画計画は、男女平等を進める条例第 16 条第 11 項に基づく「行動計画」です。また、2015（平成 27）年 9 月に女性活躍推進法が施行されたことを踏まえ、本計画を男女共同参画社会基本法第 14 条第 31 項に基づく「市町村男女共同参画計画」と、女性活躍推進法第 6 条第 21 項に基づく「市町村女性活躍推進計画」を一体的に策定したものと

て位置づけます。なお、DV対策については、「DV対策基本計画」を本計画に包含したものとします。

さらに、第2次山都町総合計画の男女共同参画分野の個別計画であり、施策の推進に当たっては総合計画との整合を図ります。





第 2 章

山都町の現状

第2章 山都町の現状

1 山都町の現状

(1) 人口の推移

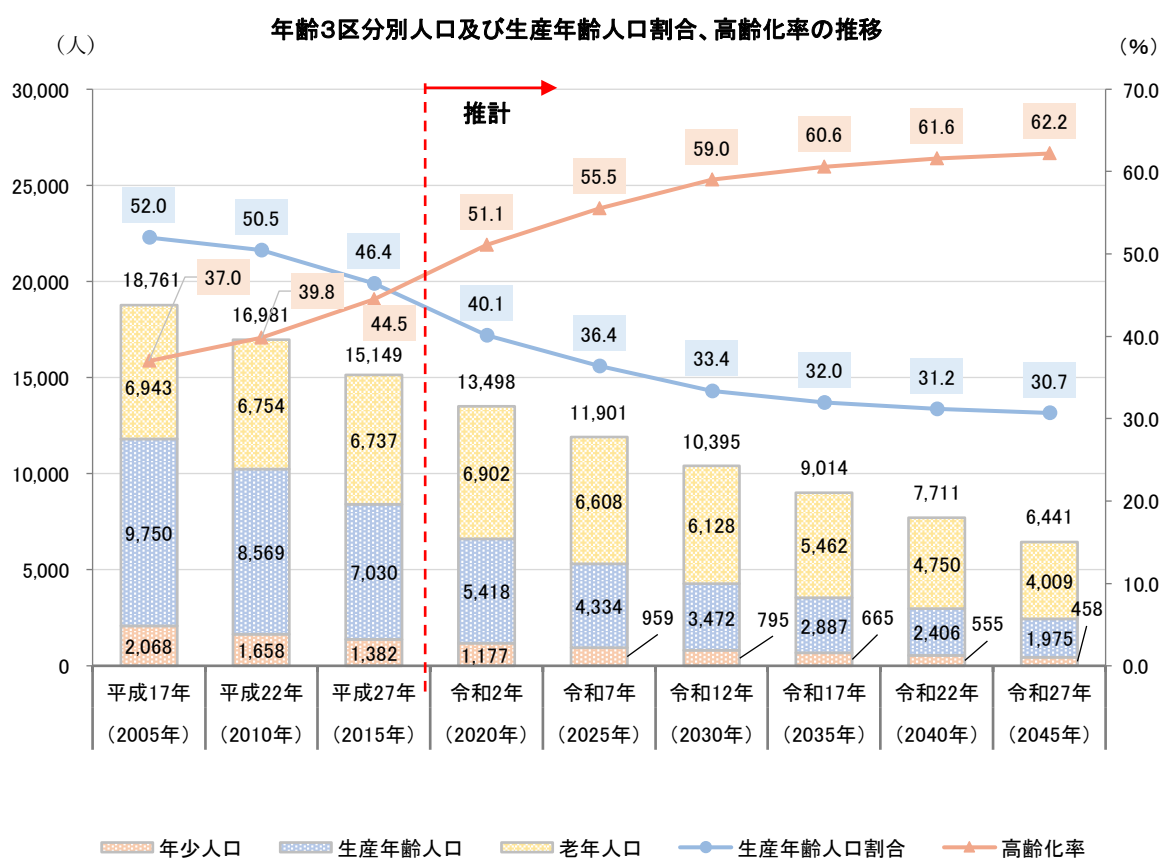
本町の総人口は、年々減少を続け、平成27年国勢調査においては15,149人で、平成17年国勢調査と比較すると、10年間で人口が3,612人(19.3%)減少となっています。

将来の人口の推移では、今後も人口減少は続くものとみられ、令和27年には総人口が6,441人と平成17年から40年間で約66%減少すると予測されています。

また、年齢区別の人口推移を見ると、14歳以下の「年少人口」、15歳以上64歳未満の「生産年齢人口」、65歳以上の「老年人口」すべて減少傾向となっています。

特に、15歳以上64歳未満の「生産年齢人口」が平成27年には7,030人で平成17年からの10年間で2,720人(27.9%)の減少となっています。

令和2年以降は、65歳以上の「老年人口」が15歳以上64歳未満の「生産年齢人口」を逆転し、令和27年には高齢化率が62.2%になると予測されることより、今後労働力人口が減少する中、社会的扶養に関する負担はさらに大きくなることが予測されます。



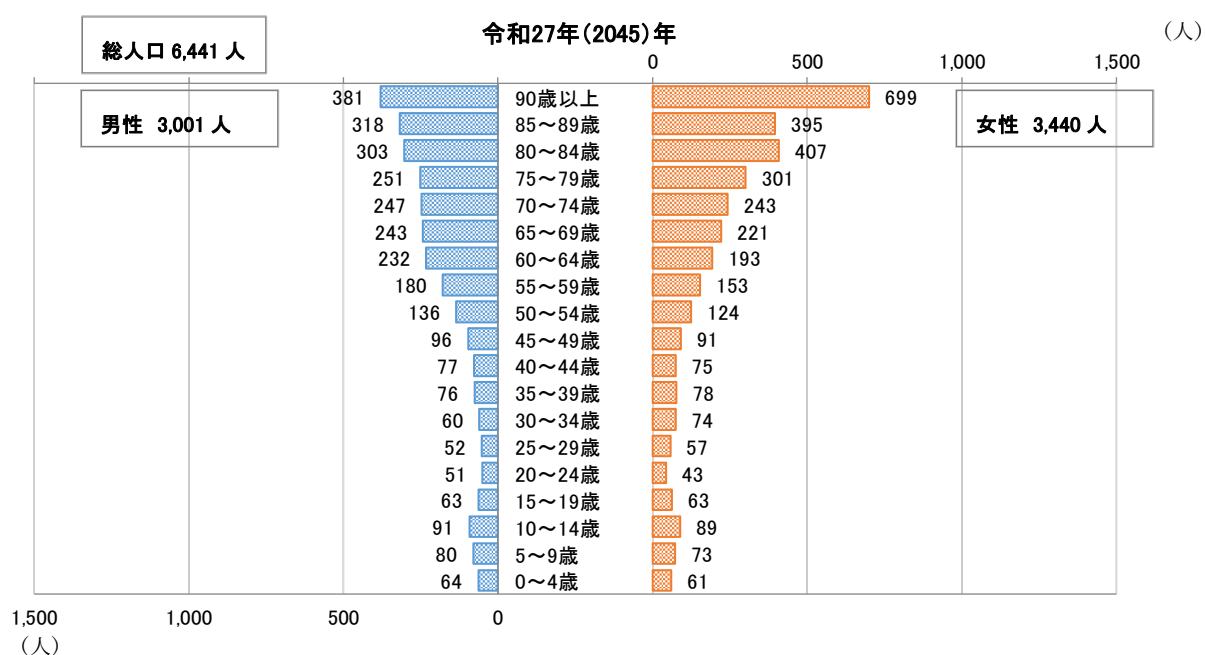
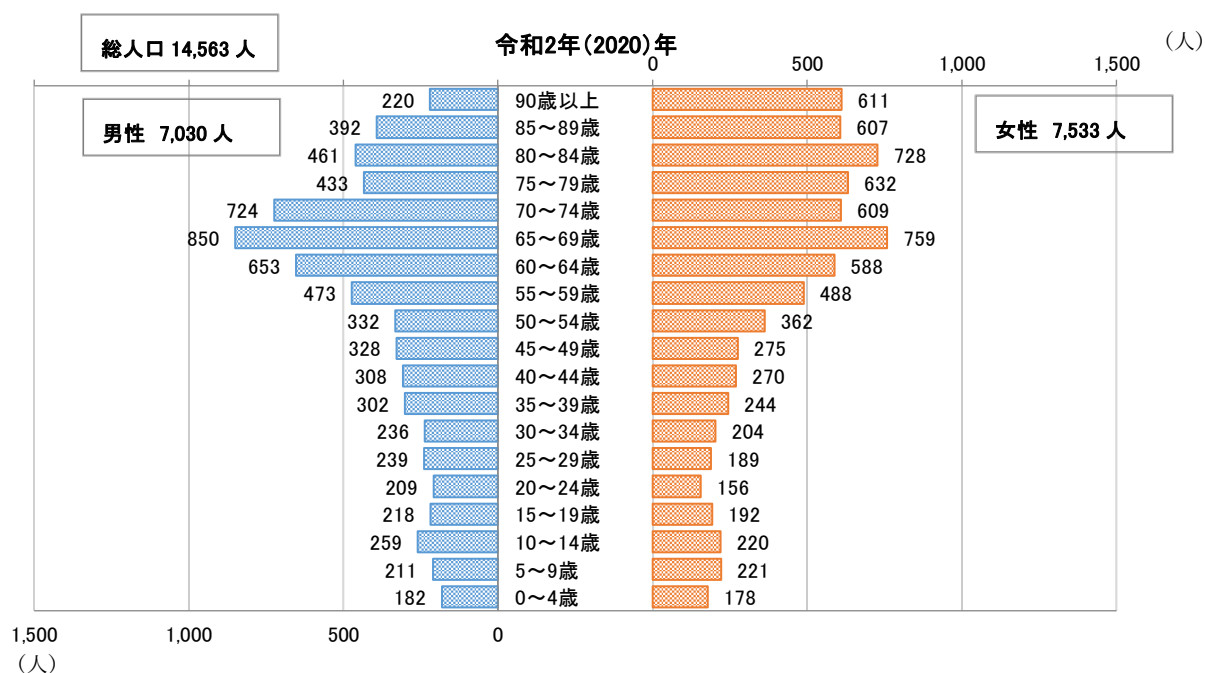
(※総務省 平成17年～平成27年10月1日現在「国勢調査」、国立社会保障問題研究所 令和2年～令和27年「地域別将来推計人口」)

(2) 5歳階級別人口の推移 (人口ピラミッド)

本町の令和2年4月1日現在は、総人口 14,563 人で女性 7,533 人、男性 7,030 人となっています。特に女性は 65 歳以上の老年人口が 3,946 人と女性の半数以上を占めています。

また、女性、男性ともに 65～69 歳が最も多く、年少人口が少ないことよりその形状は「つぼ型」になっています。

令和 27 年には、後期高齢者の人口が増加し、90 歳以上の女性が 699 人と他の年齢階級より大幅に多くなっています。

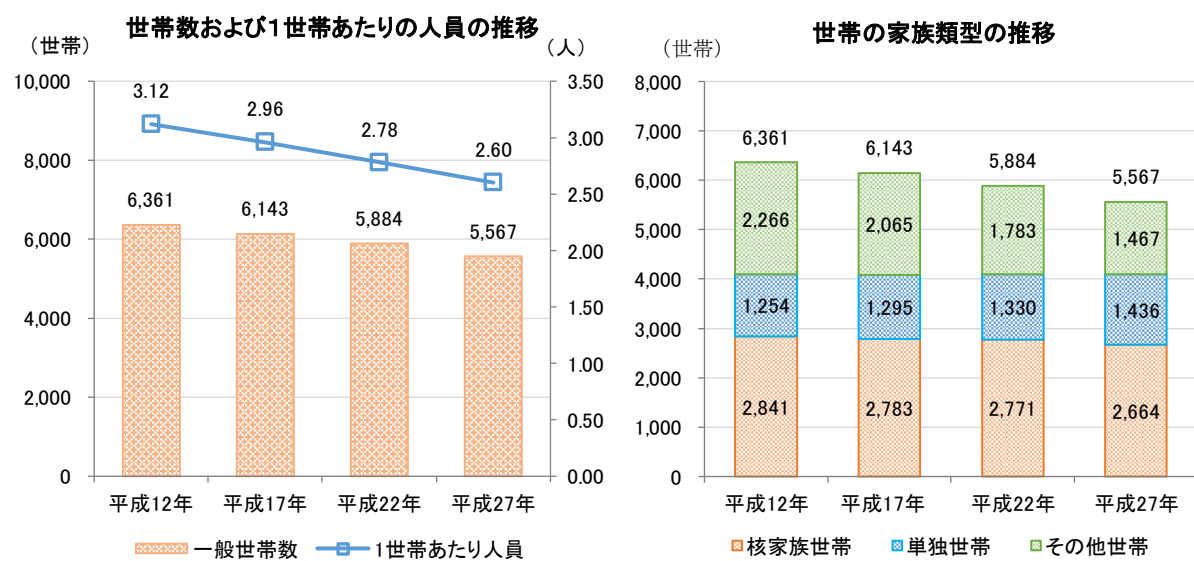


(3) 世帯の推移

本町の世帯の状況は、平成 27 年では 5,567 世帯で平成 12 年から 794 世帯の減少となっています。1 世帯あたりの人員については平成 12 年以降減少傾向で推移しており、平成 27 年では 2.60 人となっています。

また、世帯の家族類型別の推移をみると、核家族世帯、その他の親族世帯は減少傾向にあります。特にその他の親族世帯は総数に対して 1 割減少しています。

一方、単独世帯は増加傾向にあり平成 27 年には 26.0%で 4 世帯に 1 世帯以上が単独世帯となっています。ひとり親家庭の状況は、母子世帯、父子世帯とも減少傾向となっています。



(資料:総務省「国勢調査」)

| 家族類型別世帯数 | 平成 12 年 | 平成 17 年 | 平成 22 年 | 平成 27 年 |
|-------------|---------|---------|---------|---------|
| 総数 | 6,361 | 6,143 | 5,884 | 5,567 |
| A 親族世帯 | 5,099 | 4,839 | 4,517 | 4,106 |
| I 核家族世帯 | 2,841 | 2,783 | 2,771 | 2,664 |
| (1) 夫婦のみ | 1,499 | 1,429 | 1,391 | 1,402 |
| (2) 夫婦と子ども | 948 | 878 | 885 | 797 |
| (3) 男親と子ども | 75 | 83 | 93 | 88 |
| (4) 女親と子ども | 319 | 393 | 402 | 377 |
| II その他の親族世帯 | 2,258 | 2,056 | 1,746 | 1,442 |
| B 非親族世帯 | 8 | 9 | 37 | 25 |
| C 単独世帯 | 1,254 | 1,295 | 1,330 | 1,436 |
| 母子世帯(再掲) | 49 | 62 | 44 | 36 |
| 父子世帯(再掲) | 12 | 11 | 5 | 4 |

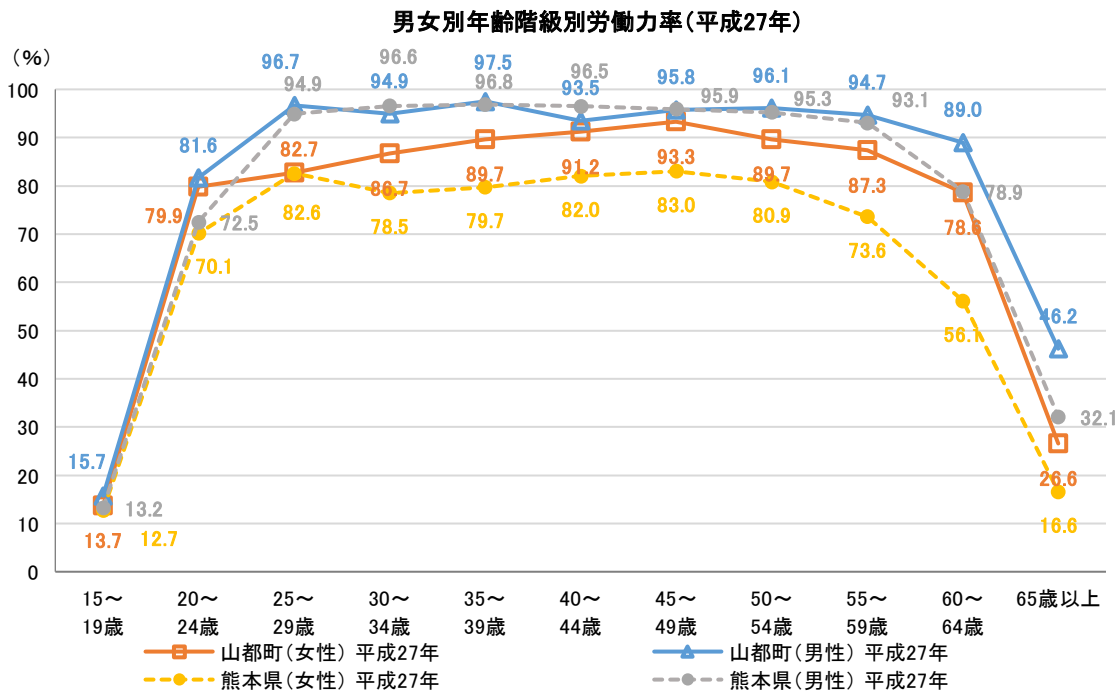
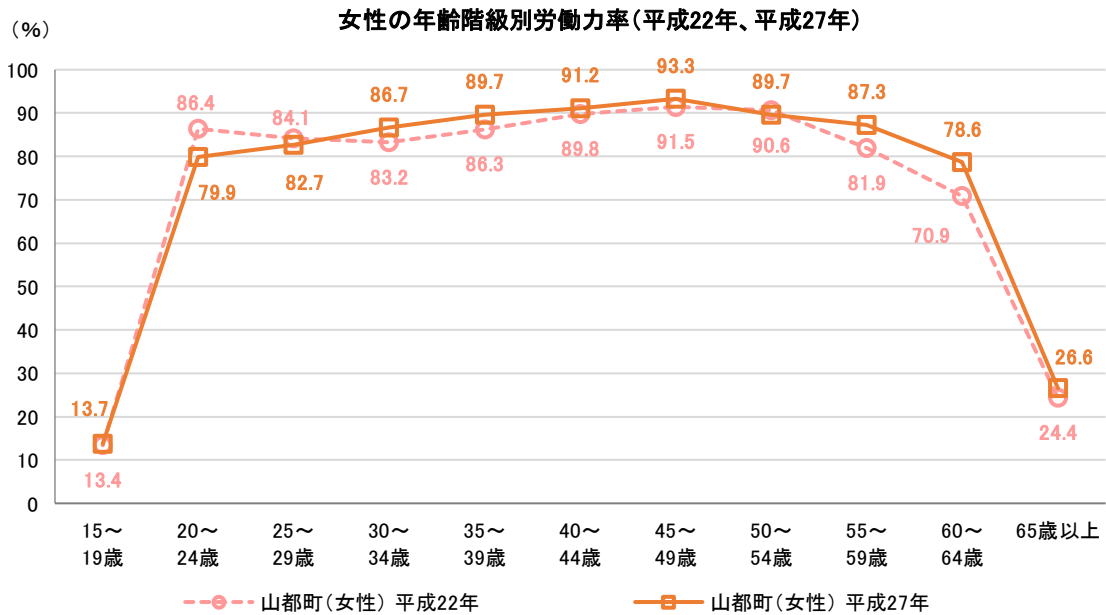
(資料:総務省「国勢調査」)

(4) 年齢階級別労働力率

女性の年齢階級別労働力率は、出産、子育て期における30代で「M字カーブ」を描いています。

本町では平成22年では30～34歳を底とする「M字カーブ」を描いていましたが、平成27年では熊本県が30歳代でM字カーブとなっている中、20歳代から労働力率が増加傾向にあり40歳代は90%以上と高くなっています。

また、平成27年の年齢階級別労働力を熊本県と比較すると、男女共に高くなっています。



※M字カーブ: 女性の年齢階級別労働率をグラフで表した時に「M」の形に似た曲線を描く傾向が見られ、このグラフの形態を指します

(資料: 総務省「国勢調査」)

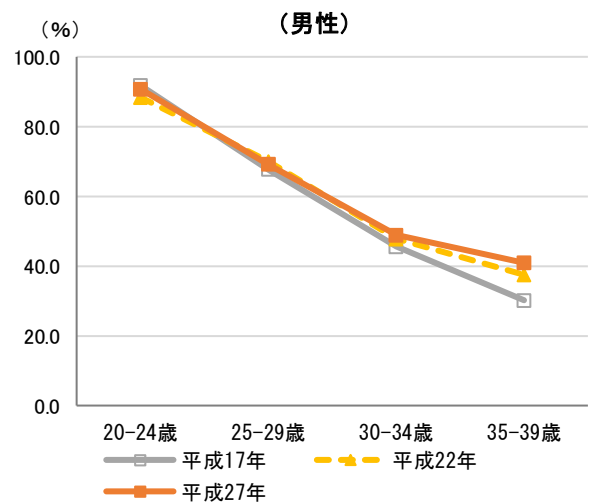
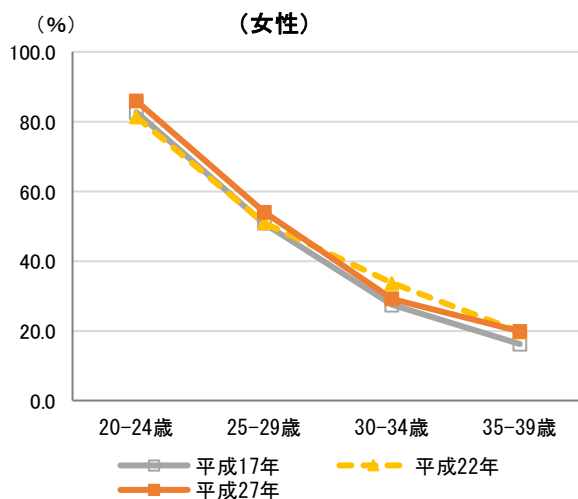
(5) 男女別20～30代未婚率の推移

20～30代の未婚率の推移は、本町においては平成27年では平成17年と比較すると全て増加傾向にあり、女性の25-29歳で3.3ポイント、男性の35-39歳で10.7ポイント上回り、特に男性の晩婚化が進んでいることが伺えます。

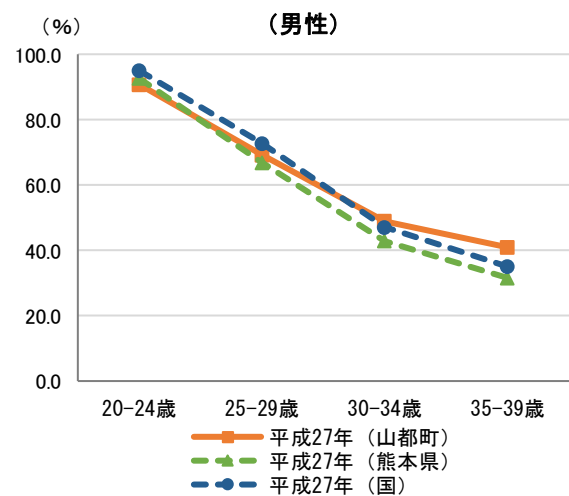
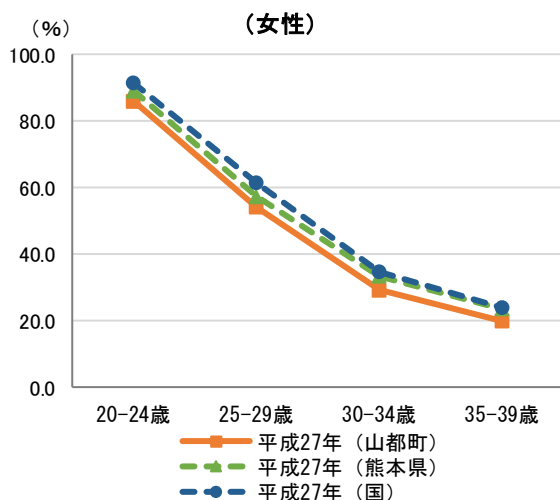
また女性は、熊本県、国より未婚率が低く、男性は30歳代で未婚率が高くなっています。

| 区分 | 女性 | | | | 男性 | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 | 20-24歳 | 25-29歳 | 30-34歳 | 35-39歳 |
| 平成17年(山都町) | 82.7 | 50.8 | 27.4 | 16.2 | 91.8 | 67.7 | 45.6 | 30.2 |
| 平成22年(山都町) | 81.3 | 51.0 | 33.6 | 19.7 | 88.4 | 70.0 | 47.8 | 37.5 |
| 平成27年(山都町) | 85.9 | 54.1 | 29.2 | 19.8 | 90.8 | 69.2 | 48.9 | 40.9 |
| 平成27年(熊本県) | 89.0 | 57.2 | 33.3 | 23.4 | 92.6 | 66.9 | 42.9 | 31.6 |
| 平成27年(国) | 91.4 | 61.3 | 34.6 | 23.9 | 95.0 | 72.7 | 47.1 | 35.0 |

■年代別未婚率比較(山都町 平成17年、平成22年、平成27年)



■年代別未婚率比較(山都町、熊本県、国 平成27年)



(資料:総務省「国勢調査」)

(6) 町へのDV相談件数

本町のDV相談件数は、平成30年以降相談件数があり、令和2年は3件になっています。

(件)

| | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-----|-------|-------|-------|------|------|
| 山都町 | 0 | 0 | 1 | 1 | 3 |

(資料:平成28～令和元年は3月31日付、令和2年は7月31日付)

(7) 各種委員会等に占める女性委員の割合

本町の各種委員会等に占める女性委員の割合は、令和2年は、教育委員会が40.0%、監査委員会が100.0%、農業委員会が8.5%となっています。

教育委員会、監査委員会においては5年間の間で約2倍となっています。

(%)

| 委員会等名 | 平成28年 | 平成29年 | 平成30年 | 令和元年 | 令和2年 |
|-------------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 教育委員会 | 20.0 | 40.0 | 40.0 | 40.0 | 40.0 |
| 選挙管理委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 監査委員会 | 50.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 | 100.0 |
| 農業委員会 | 9.4 | 9.4 | 8.5 | 8.5 | 8.5 |
| 固定資産評価審査委員会 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |

※各種委員会とは、地方自治法180条の5に基づき設置されている執行機関

(資料:各年4月1日付)

2 アンケート調査結果

(1) 調査概要

① 調査の目的

この調査は、山都町の皆様の男女共同参画についての意識と実態を把握し、今後の男女共同参画社会を実現させるための貴重な情報として活用することを目的として実施しました。

② 調査対象

満20歳以上の山都町民1,500人（無作為）

③ 調査期間

令和2年3月9日（月）～令和2年3月31日（火）に実施

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

| 配布数 | 回答者数 | 回答率 |
|--------|------|-------|
| 1,500件 | 543件 | 36.2% |

(2) 調査結果

【男女共同参画に関する意識について】

i) 社会の各分野における男女の地位の平等感について

男女の地位の平等感について、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度の上」、「社会通念・慣習・しきたり」、「自治会や地域活動の場」、「町全体でみた場合」の分野で比較した結果、平等感が高いのは「学校教育の場」が46.4%、次いで「家庭生活」が31.5%、「法律や制度の上」が29.5%となっています。

「学校教育の場」以外では、「平等になっている」より「男性優遇（男性の方が優遇されている+どちらかといえば男性の方が優遇されている）」の割合が高く、特に男性優遇が高いのは、「社会通念・慣習・しきたり」が69.4%、「政治の場」が66.7%で、男女共に「男性優遇」といった認識が強くあることが伺えます。

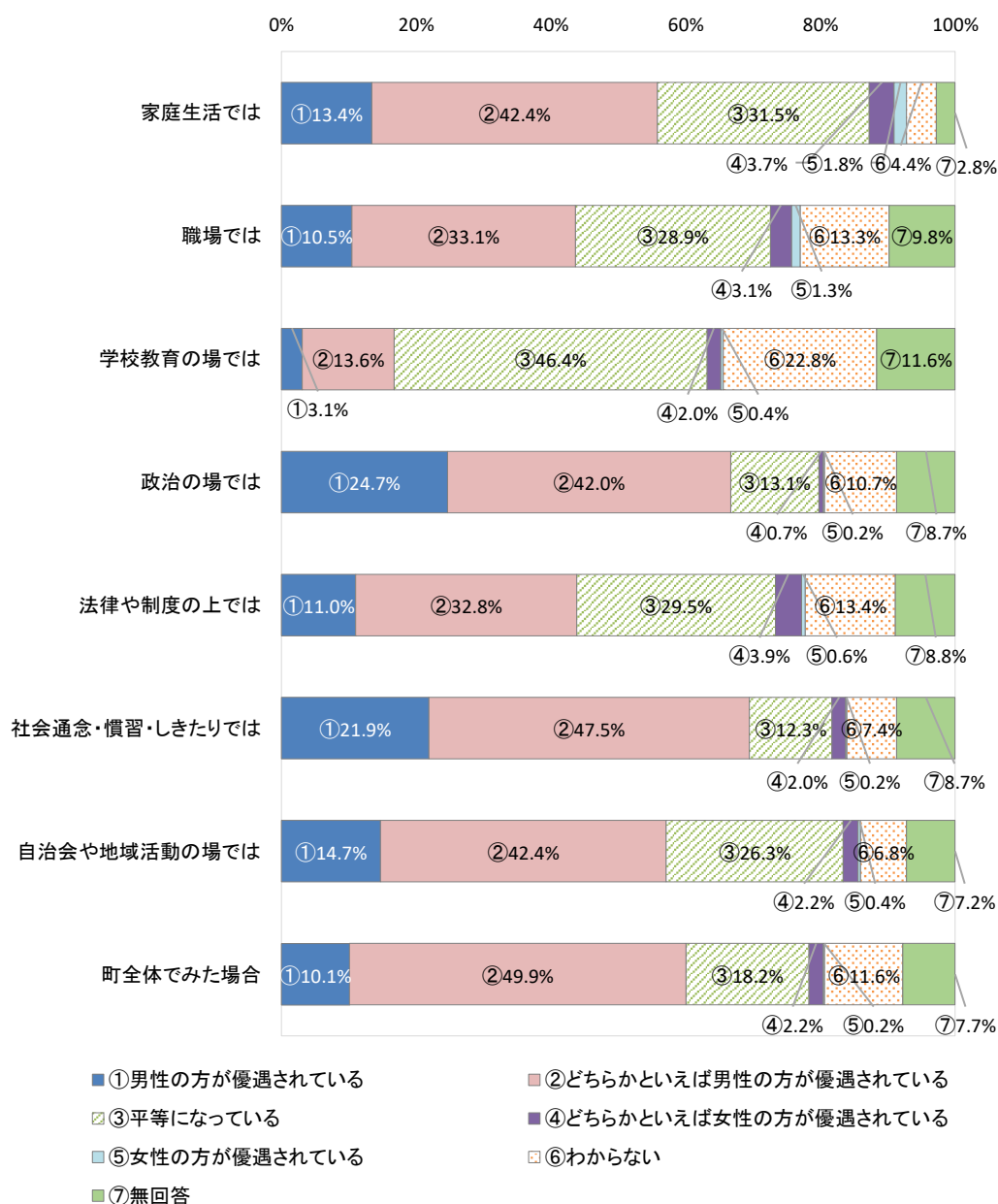
また、前回調査と比較すると、男性優遇が「社会通念・慣習・しきたり等」で9.9ポイント、「自治会や地域活動の場」で9.8ポイント、「政治の場」で8.3ポイント低くなっています。

学校や家庭など身近な部分については、男性優遇が低くなる傾向にあるが、政治や社会通念、しきたりなどについては、男性優遇が高い傾向にあります。

男女の地位が平等になるためには、男性、女性ともに、相互の理解と協力、これまでの慣習などの改善に向けた対策が必要です。

(n=543)

【男女の地位の平等感】



ii) 家庭内の役割分担

家庭内での家事等の分担については、ほとんどの項目で「主に女性」との回答が多く、家庭内における家事役割については、多くを女性が担っている状況が伺えます。

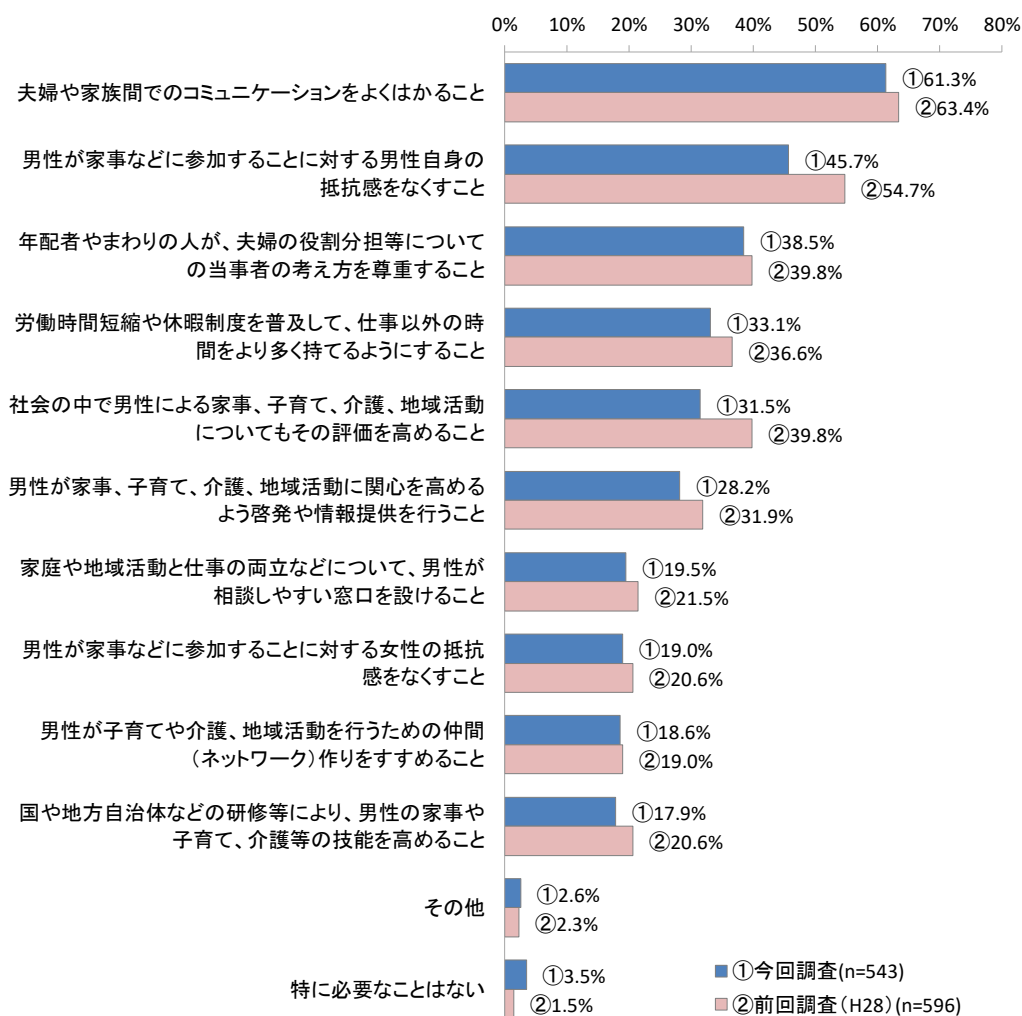
この中でも、特に「食事の準備」は6割を超えています。

「子どもの世話」「買い物」については、男女別に見ると、男性は「男性・女性同じ程度」の割合が、女性は「主に女性」の割合が高く、男女間での認識が異なっていることが伺えます。

今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要なことは、「夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかること」が61.3%で最も多く、次いで「男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくすこと」が45.7%、「年配者やまわりの人が、夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重すること」が38.5%となっています。

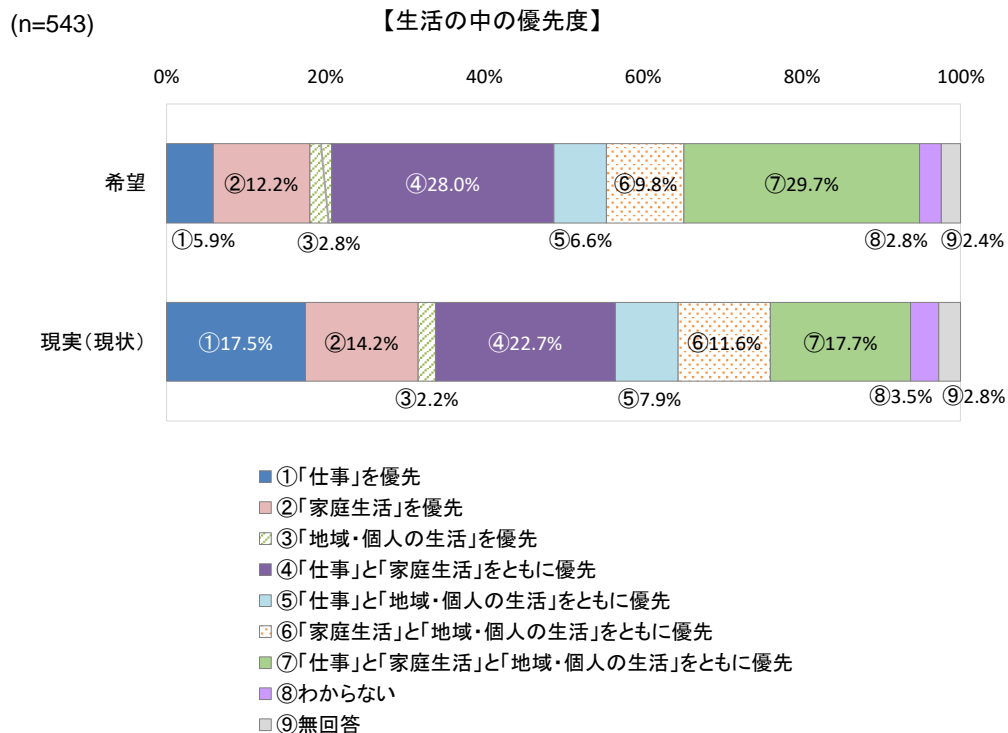
家庭内での役割分担では、家事や高齢者等の看護や介護、子育てについても、主に女性が担っていることが伺えます。家庭や夫婦間での意識改革やコミュニケーションの促進などにより、女性が仕事と家庭の両立ができる環境づくりが必要です。

【男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくために必要な取組】



iii) 生活の中の優先度

生活の中の優先度については、「仕事と家庭生活と地域の個人の生活をともに優先」することを望む男女が多くなっていますが、現実には、男性では「仕事を優先」が約2割、女性では「仕事と家庭生活をともに優先」が約3割と多くなっています。理想と現実の生活の優先度の違いを改善するために、今後は仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現が必要です。



iv) 指導的立場への女性の進出について

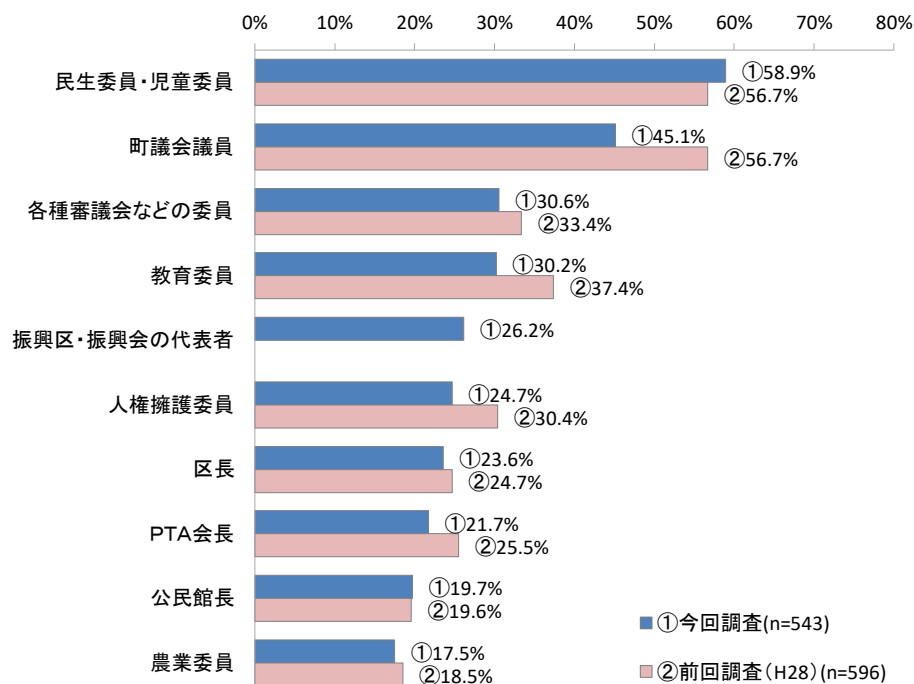
女性に増えてほしい役職者は、「民生委員・児童委員」が 58.9%で最も多く、次いで「町議会議員」が 45.1%、「各種審議会などの委員」が 30.6%となっています。

地域の役職者が少ない理由については、「女性は育児、介護、その他の家事などを主に担っているから」が 54.5%で最も多く、次いで「女性自身が責任ある役職に就くことを嫌がるから」が 43.8%、「女性の社会進出をよく思わない社会通念があるから」が 36.3%となっています。

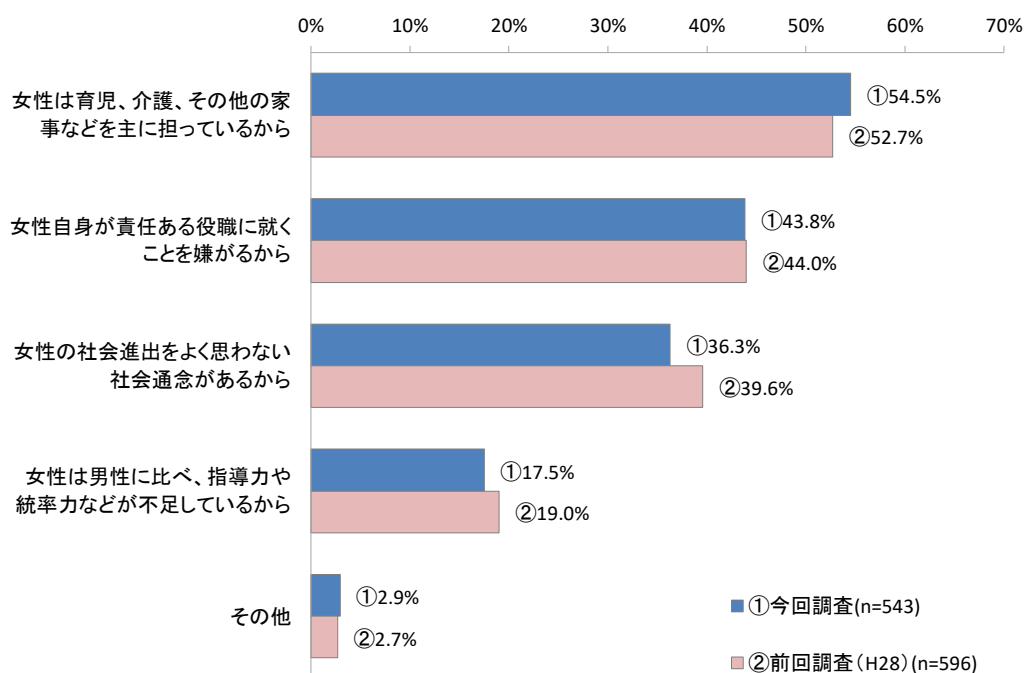
男性は、「女性自身が責任ある役職に就くことを嫌がるから」の割合が約5割、女性は、「女性は育児、介護、その他の家事などを主に担っているから」の割合が約6割とそれぞれ高くなっています。

指導的立場へ女性が進出することがよいと考えていますが、現実には固定的な役割分担意識や家庭内の家事等の負担が大きく関係していることから、女性が進出するためには、男性の家事、子育て、介護などへの参加と職場環境の改善が必要と考えられます。

【女性に増えてほしい役職者】



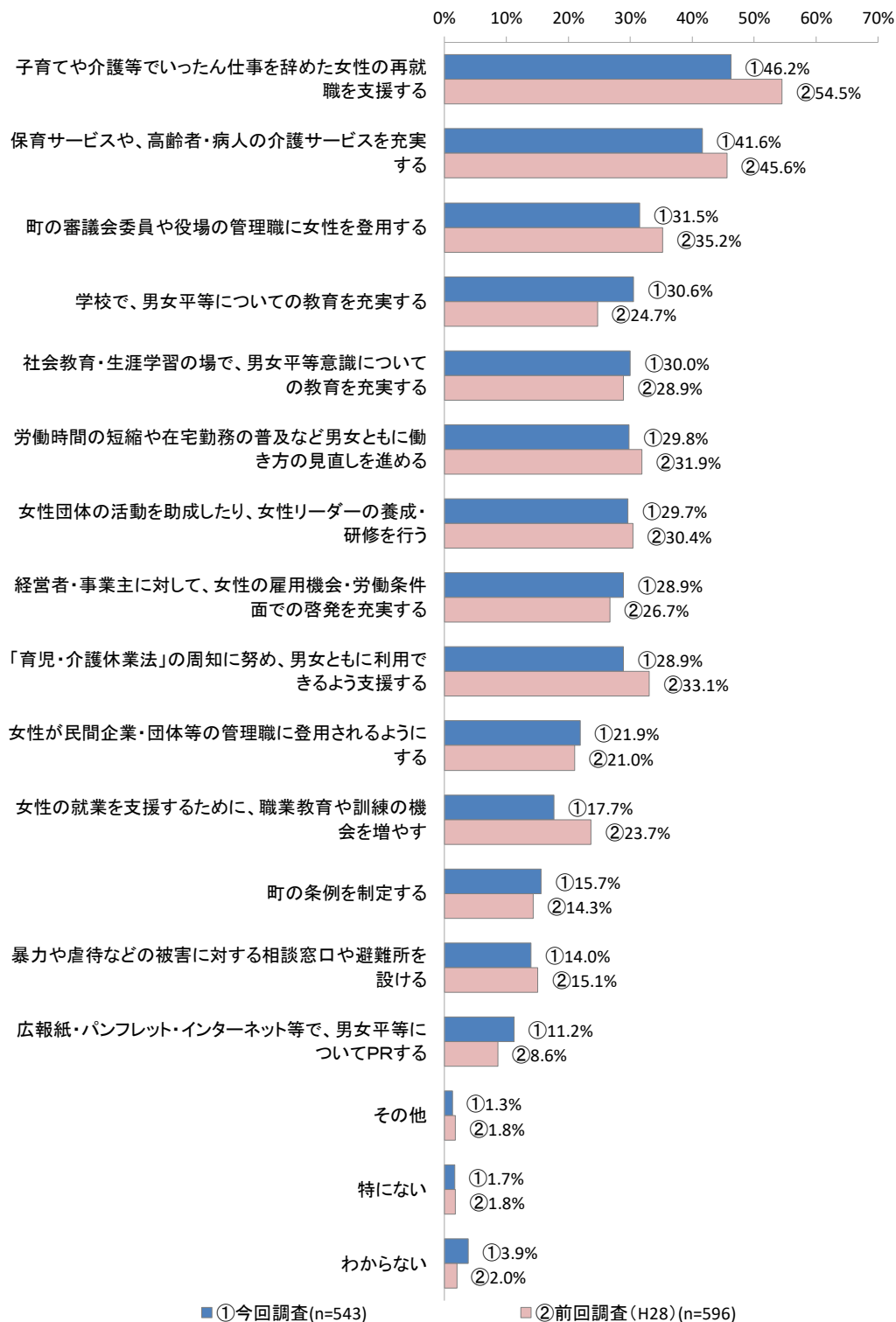
【女性リーダーが少ない理由】



v) 山都町に対する男女共同参画社会づくりのために希望する施策

山都町に対して、男女共同参画社会づくりのために希望する施策は、「子育てや介護等でいったん仕事を辞めた女性の再就職を支援する」が46.2%で最も多く、次いで「保育サービスや、高齢者・病人の介護サービスを充実する」が41.6%、「町の審議会委員や役場の管理職に女性を登用する」が31.5%となっています。そのためには、育児・介護を含めた家庭・職場・地域活動を両立できる体制の支援、一人一人の意識改革が必要です。

【男女共同参画社会づくりのために希望する施策】



【配偶者等からの暴力について】

i) DVについて

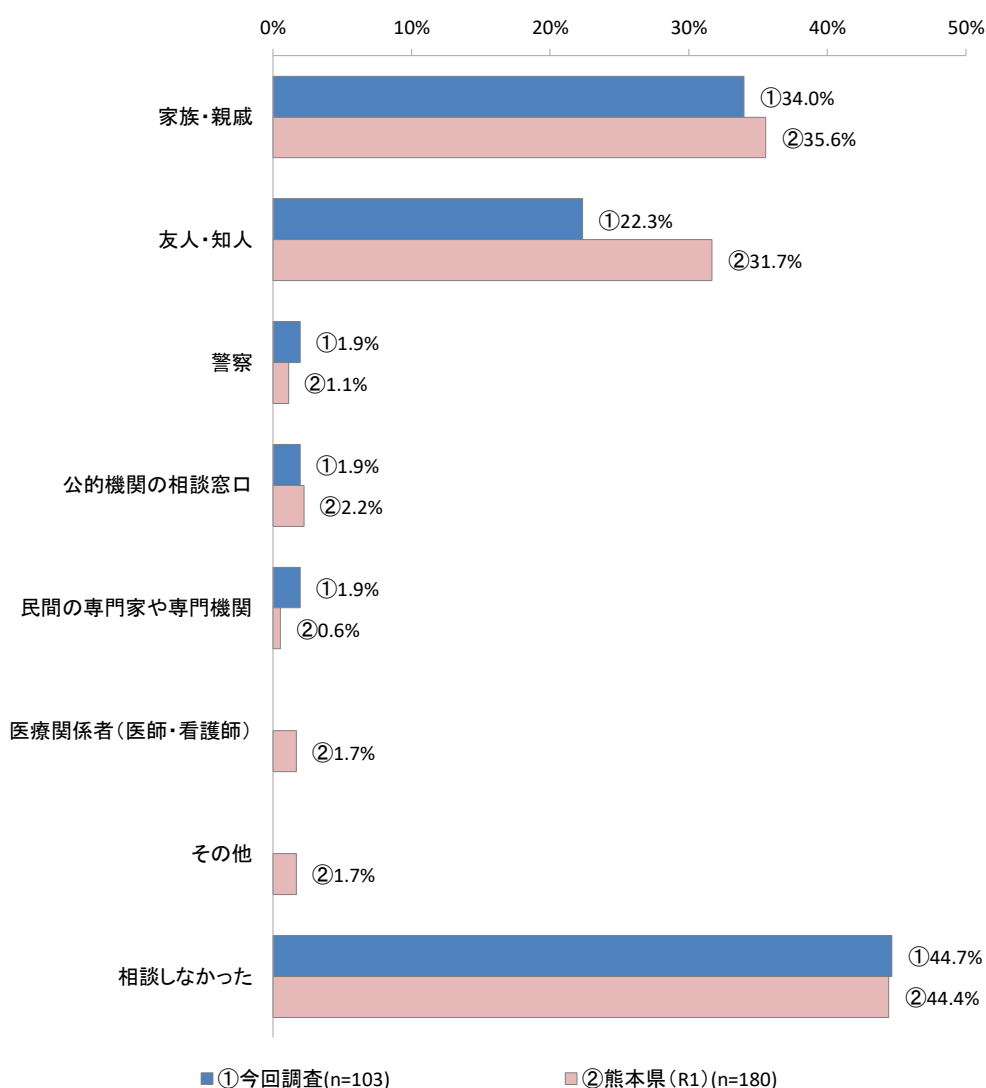
DVに関する相談の窓口の認知度については、「警察」が6割以上と最も多くなっています。他の機関の認知度が3割以下であることと「1つも知らない」の割合も約2割となっていることより、相談機関の周知が必要と考えられます。

DVであると思うことについては、「打つ・蹴る・殴る」「殴るふりや刃物を見せるなどしておどす」の割合が約8割と多くなっています。また「交友関係や行き先、電話・メールなどを細かくチェックする」の割合は約半数となっていますが、20歳代、30歳代の女性では7割以上と多くなっています。

DVの経験を相談したかについては、全体では、「相談しなかった」の割合が4割以上と多く、相談相手については、女性は「家族・親戚」が約4割と多く、男性については、相談する割合が低くなっています。

相談しなかったことでDVがエスカレートすることもあることから、被害者が早期に相談できるよう身近な相談窓口を増やすことや、その周知を図ることが求められます。

【DVの経験の相談相手】



【男女共同参画の推進について】

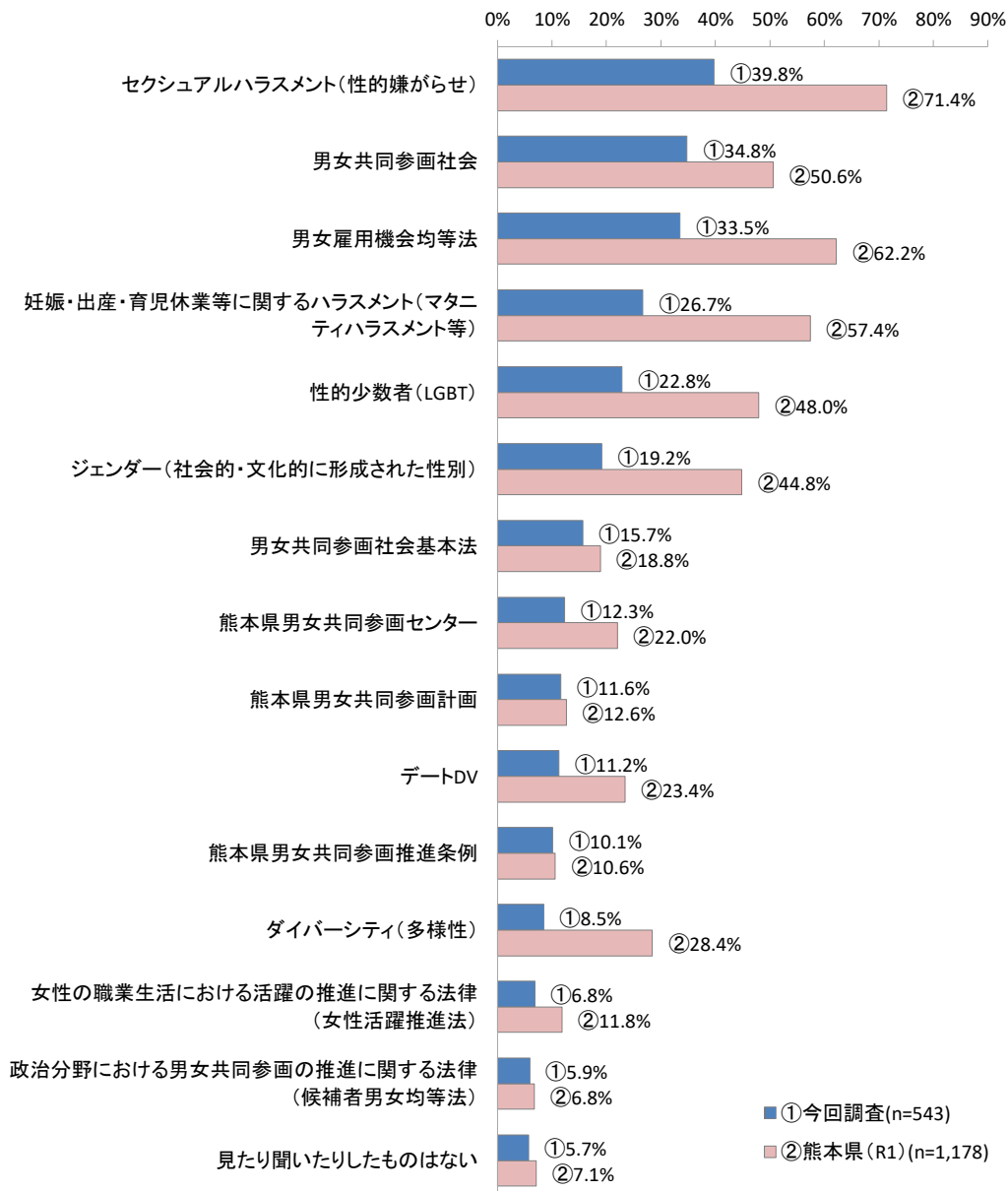
i) 認知度について

認知度については、「セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)」が39.8%で最も多く、次いで「男女共同参画社会」が34.8%、「男女雇用機会均等法」が33.5%となっています。

男性では40歳代以下で「セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)」、50歳代、60歳代で「男女雇用機会均等法」、70歳代、80歳代で「男女共同参画社会」の割合がそれぞれ高くなっています。

女性では90歳代以上を除くすべての年代で「セクシュアルハラスメント(性的嫌がらせ)」が多くなっています。

【男女共同参画に関する認知度】



4 災害時の男女共同参画のことについて

i) 防災・災害時の対応

避難所へ避難した際、「間仕切りや授乳室、着替え室等のプライバシーを守る配慮がなかった」が55.3%で最も多く、次いで「救援物資の育児・介護用品や女性用品が不足していた」が34.0%、「避難所のトイレや入浴場所について、男女別の配慮がなかったり、暗がり・死角となる場所への設置等があった」が27.7%となっています。

大規模災害に備え、「男女共同参画の視点」から見た取組みについて必要と思うものについては、「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う」が52.3%で最も多く、次いで「避難所の運営マニュアルに男女双方の視点を反映させる」が51.9%、「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針を決める」が51.0%となっています。

男性では「防災や復興の計画策定の場に、男女がともに参画して施策方針を決める」、女性では「男女の違いに配慮した救援医療や健康支援を行う」がそれぞれ約6割と多くなっています。

災害時においても、プライバシーの空間を確保すること、男女それぞれの視点において避難所運営をすることが求められています。

3 山都町の男女共同参画における課題

課題1 固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発

アンケート調査結果から、学校教育以外の分野では「男性の方が優遇されている」と考えている人が多くなっています。特に「社会通念・慣習・しきたり」「政治の場」などで高くなっており、男女共同参画に関する言葉の認知度は半数を超えている一方で、現実には性別による固定観念や世代によって男女共同参画に関する考え方の違いが存在しています。

多くの町民が社会の様々な場面で男女の不平等を感じていることから、より一層の男女平等の実現に向けた意識啓発に努める必要があります。

【外部評価における意見】

(男女の積極的参画意識の形成のための広報)

- 男女共同参画の広報については、意識高揚のための記事の切り口、様々な生活環境による意識の違いがあるので、人を引きつける切り口での広報が大事と思う。
- コロナ禍で行事がなくなり、イベント等の啓発は難しい。
- 「私の人権」は毎回掲載されている(広報やまと)。
- 人権と男女共同参画はリンクしていると思うので、もっと広報誌に掲載すべきである(年4回くらい)。
- 漫談のような耳に入りやすいような話にして、時々防災無線で流すのはどうか。
- 今後の取組方針の中で「山都町は高齢化が高い町で」と記してあるように、高齢者に対する意識づくりの為の積極的なアプローチ方法や機会があるといいと思いました。全体を通して継続した広報誌等の啓発は必要と感じます。
- 若い世代の中では、お互いが理解しあい、お互いの立場も考え生活の中で活かされていると思います。年代別で難しいところもありますが、常に共同参画への認識を高める事だと思います。
- 町内広報誌掲載頻度を増やす。
- 広報誌「広報やまと」へ継続的コーナーを設けて啓発する。男女共同参画の視点は、どの分野でも必要。常に意識して取り組んで欲しい。

(地域活動における男女の固定的役割分担意識の改革)

- 地域で活躍している人を広報に掲載する。
- 区長、自治振興区の代表者会議等に出向き啓発する(何度も)。
- まず意識作りが大切で、男女お互いの考えを活かしての人材育成が必要と思う。
- 常会などの公式会議での女性の場がない。私的な部分では男女の意識の差はないと感じる。農家など自営業でも協力し合い、支え合い、認め合うことは多くできているのでは。しかし、それが社会活動に反映されていない事に物足りなさを感じる。長い歴史の中での役割の定着を変えることは不可能なのだろうか…。

課題2 ともに支えあう意識の醸成（仕事と生活の調和）

国においては、平成25年に成長戦略の柱の最重要分野として「女性の活躍」を位置づけ、さらに平成27年には「女性活躍推進法」が施行されるなど、女性を取り巻く環境は大きく変化しています。近年、少子高齢化の進行、核家族化や未婚、離婚の増加等により、単身世帯やひとり親世帯が増加しています。

さらには非正規雇用問題に代表される雇用形態の変化などにより、貧困など生活上の様々な困難を抱える人が増加しています。

本町においても働く女性は増加傾向にあり、女性の社会進出が進みつつあります。

アンケート調査結果から、指導的立場へ女性が進出することがよいと考えているが、現実には固定的な役割分担意識や家庭内の家事等の負担が大きく関係していることが伺えます。

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方について、年代が高くなるにつれて賛成の割合が高くなっていることから、依然として、固定的な性別役割分担意識が存在していることが伺えます。また、家庭での役割分担について、夫婦同程度であることが理想であると回答している割合が高い一方で、現実では多くの役割を妻が担っています。

すべての人がともに仕事や家事、子育て、介護、地域活動に参加し、支えあう環境をつくるためには、固定的な性別役割分担意識を解消するとともに、仕事と家庭生活を両立することができるよう、職場や地域等、社会全体で子育てや介護を支えていくための取り組みが必要です。

【外部評価における意見】

（経営者や管理職を対象にした多様性ある社会（ダイバーシティ）や多様な働き方の啓発）

- 多様性のある社会や多様な働き方の啓発を願う。
- 今後取組方針同様の実施の必要性を感じる。
- 意識づけをしながら、今後の取組方針でいいのでは。

（取得、利用しやすい育児休暇制度の充実）

- 役場・JA等は取得しやすい職場環境になっていると思う。他業種へのトップやまわりの職員の意識改革が必要。
- 休暇を取っている間、職場でどんな対策をしたか等他業の事業所へ教える。
- 親となってわかる事、子育ての大切な時期、大人が成長していなければ子育ては難しい。小さい時期の基本的な生活習慣が大事。自分の子は自分で育てるの気持ちで。
- 公務員と民間の差がある。

（地域全体で高齢者とその家族を支える仕組みづくり）

- 社協とも連携して地域のささえあい体制づくりを進める。
- 地域の中で少しの間でも見回り、声掛け等心がけ行なっているが…受け入れられるまで心をもって、気持ちよく接する事が大事(信頼関係を作る事)。
- 地域でサロンを作ることが有効だと思うが、支える方も高齢者で積極的に作るに至らない。ボランティアには限りがある。

課題3 あらゆる暴力や差別などを防止する取組

男女共同参画を推進する上での大きな問題として、ドメスティック・バイオレンス（DV）があります。被害者の多くが女性であり、DVは犯罪となる行為を含む重大な人権侵害であることから、暴力根絶に向けた取組が必要になります。

アンケート調査結果から、被害にあった人は約2割となっています。また、DVについて被害にあった人のうち、「相談しなかった」人が4割を超えており、相談した人でも家族や友人など身近な人に相談している人がほとんどで、専門的な機関に相談している人は少なくなっています。

そのため、DVが絶対に許されない行為であることを広く周知するとともに、被害者が相談しやすい体制の整備・充実に努めるなど、住民が安心して暮らすことができる社会の実現を目指す必要があります。

【外部評価における意見】

（DV等相談窓口の開設）

- DVについて役場に窓口があると知っている人は多くないと考える。
- 女性トイレにDVに関する相談窓口カードが置いてあるのをよく見受ける。手に取ったりする。役場の福祉課に設置している旨、カードを作成し公共等の女性トイレに置いてはどうか。
- 初期の相談対応が、課題解決にとっても重大な影響もあると思います。対応における専門的な技術や知識、各機関との連携を今後も深めてもらいたいです。
- 相談に対して、連絡を密にしておく。
- 順調に推移している様子がかがえる。実際の相談件数と実態に差がなければいいが。相談しにくい内容であることから常に受け止めができる様継続して欲しい。

（虐待・暴力防止のための意識啓発）

- DVが暴力にとどまらず、近年は精神的なものが多くなっている。正しい認識をしてもらうためにも広報で啓発が必要。
- 相談窓口がある事を知ってもらう。
- アンケートからは、子どもや障がい者への暴力の有無が見えないが、全体としては件数も少ないのではと思える。しかし、外部から見えにくい件なので常に相談しやすい窓口の設置を続けて欲しい。

（被害者への支援の充実）

- DV相談窓口は常時、役場でも設置している旨、一行でも良いので広報に載せる。おもいやりのある相手を思う町であってほしい。
- 情報を密に。
- 様々な相談がよせられると思うが、なるべくワンストップで相談者のストレスが軽減される様な取り組みを期待したい。



第 3 章

計画の基本理念・基本方針

第3章 計画の基本理念・基本方針

1 計画の基本理念

男女共同参画社会基本法では、男女共同参画社会を「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」としています。

山都町に暮らす一人ひとりが人権や平等についての正しい認識を持って、お互いを尊重し、性別に関わりなく、あらゆる分野でその個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の実現のため、家庭、地域、職場等のあらゆる分野において意識啓発、人権教育をはじめとする社会環境の整備に努める必要があります。

男女共同参画社会の実現に向けた施策は、女性のためだけの施策ではなく、男性にとっても生きやすく働きやすい社会の実現をめざす施策でなければなりません。

本計画では、目指すべき将来像として第2期計画からの基本理念である「楽しく・仲良く・いきいきと！ 男と女とがステキに生きる町」を継承し、男女がともに協力して自分らしく生きることのできる男女共同参画社会の実現をめざします。

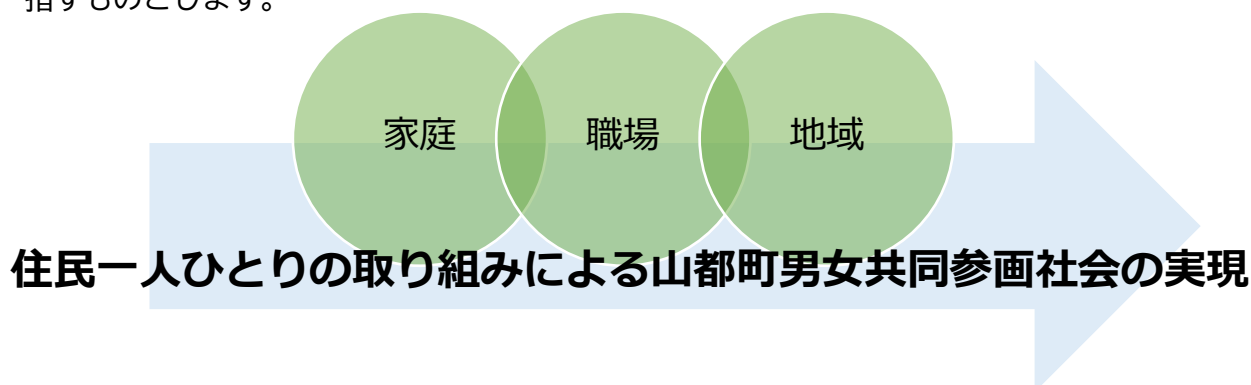
基本理念

楽しく・仲良く・いきいきと！
ひと ひと
男と女とがステキに生きる町

2 山都町における男女共同参画推進のあり方

男女共同参画社会の実現にあたっては、行政だけが主体的に取り組むべきものではなく、男女共同参画推進の取り組みは、「家庭」「地域」「職場」など住民にとって最も身近な暮らしの場での実践活動が重要です。

山都町における男女共同参画推進のあり方として、一人ひとりが男女共同参画の取り組みを推進し、課題を解決する、そのような主体的な取組を多様な主体と連携・協働しながら積み重ねていくことにより、地域が活性化され、ひいては、性別や世代を超えて、全ての人々が喜びや責任を分かちつつ、個人が尊重され、豊かで活力ある男女共同参画社会の実現を目指すものとします。



山都町が目指す男女共同参画の姿



3 計画の基本方針

この計画は「楽しく・仲良く・いきいきと！ 男と女とがステキに生きる町」の実現に向けて、次の4つの項目を基本方針とします。

- 基本方針① 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり
- 基本方針② 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり
- 基本方針③ 男女がともに活躍する地域づくり（女性活躍推進計画）
- 基本方針④ 男女間の暴力のない地域づくり（DV被害者支援基本計画）

基本方針Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり

男女共同参画社会の実現に向けては、人々の意識に根付いている固定的性別役割分担意識や男女の適性や能力に関する固定観念の解消、人権尊重を基本とした男女平等感の形成が大きな課題となっています。

したがって、すべての人が男女共同参画の理念を認識し、必要性を理解することが重要であり、性別を意識したものの見方や考え方は、幼少期から家庭や学校、地域の中で無意識に身に付くものです。

山都町は、性別で役割を決める固定的な性別役割分担意識を解消し、お互いを認め合い、多様な選択ができるよう男女共同参画の理解促進、教育・学習の充実に取り組みます。

また、地域や職場など社会のあらゆる分野で、政策や方針の決定過程に男女が対等な立場で参画することは、男女共同参画社会の実現にとって不可欠です。

これまで女性の参画が少なかった分野に女性が参画・活躍することで、多様な価値を反映した地域社会づくりが可能となります。

一人ひとりが自分らしく、性別や年齢にとらわれない男女共同参画社会の実現に向けて、更なる男女共同参画の意識づくり・地域づくりに取り組みます。

施策の柱 1 固定的な性別役割分担意識の解消

施策の柱 2 幼少期からの男女共同参画意識の形成

施策の柱 3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

基本方針 1 における SDGs のゴール(目標)



基本方針Ⅱ 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり

近年の自然災害が頻繁に発生している状況や、新型コロナウイルス感染症の流行といった災害・感染症を踏まえ、これらに対する体制整備が求められています。

住民の防災意識は高まってきていますが、その一方で、避難所などで男女の異なるニーズや状況への配慮が十分でないこと、地域住民同士のつながりが希薄になっていることなどが危惧されています。

特に災害時は、平常時の社会の課題が一層顕著に表れるため、これまでの慣行や考えにとらわれない男女共同参画の視点で地域防災を考え、避難所運営マニュアルづくりや、ともに助け合う地域コミュニティを形成するなど、災害時に備えた意識の醸成と具体的な取組を検討します。

男女が生涯を通じて楽しく・仲良く・いきいきと過ごすためには、心身の健康保持が重要です。

性の特性に応じ、妊娠・出産やがん（前立腺・子宮・乳）などの健康問題に直面する可能性があります。また、近年社会問題になっている自殺は、男性が多い傾向にあり、男女共同参画社会の実現に向けて、性の特性に応じた心身の健康づくりを推進します。

更に、女性は、出産・育児・介護などの事情で離職を余儀なくされたり、非正規雇用労働者が多いことなど、男性に比べて貧困などの生活上の困難に陥りやすくなっています。

こうした女性の貧困問題をはじめ、高齢者、障がいのある人、外国人及びLGBTs（性的少数者）であることなどを理由に、地域でさまざまな困難を抱える人が、日常に感じている不安や不便を軽減し、すべての人が自立した生活を送れるよう、安全で安心して暮らせる地域づくりをめざします。

施策の柱1 地域防災における男女共同参画の推進

施策の柱2 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

施策の柱3 暮らしに困難を抱えた人への支援

基本方針2における目指すSDGsのゴール(目標)



基本方針Ⅲ 男女がともに活躍する地域づくり（女性活躍推進計画）

人口減少社会を迎え、老年人口は増加し、年少人口・生産年齢人口は減少するなど、わが国の社会構造は大きく変化しています。山都町も例外ではなく、一人暮らし世帯や核家族世帯が増加し、一世帯あたりの世帯構成員が減少することで、家庭生活における家族ひとりあたりの負担は大きくなっています。全ての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思により、その個性と能力を十分に発揮し、職場、家庭、地域等あらゆる場面において活躍できることが重要です。

共働き世帯が増加している一方で、家庭での掃除・食事の準備などの家事、育児や介護は、その多くを女性が担っており、働きながら家事・育児・介護をする女性にとって大きな負担となっています。また、職場社会では役職や職務内容に男女差があるなど、女性の継続した就業やキャリアアップは、依然として男性と比較すると難しい状況にあります。

このため、各個人の意識の向上だけでなく、男性中心型の労働慣行や長時間労働を前提とした職場風土を見直し、労働時間の短縮、柔軟な働き方や休暇制度の活用など、男女が共に暮らしやすい社会の実現をめざします。

これまで女性は農業や地域おこしにおいても大きな役割を果たしてきました。地域資源を活用した商品・サービスの開発等にも多くの女性が参画しており、新たな価値の創造や市場の開発には、多様な経験・価値観を盛り込むことが不可欠です。女性の起業家や自営業者、農業者等に対する支援と経済分野及び地域活動における男女共同参画の推進は、地域の活性化に加え、多様な生き方、多様な働き方を選択できる社会の実現という視点においても進める必要があります。

以前より男性の家事や育児・介護への参加は増加傾向にありますが、女性の社会参加が進む中で、男女がともに仕事と家庭・地域生活を両立できるように、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて取組を推進し、男女がともに活躍する地域づくりをめざします。

施策の柱1 職場における男女共同参画と女性活躍の推進

施策の柱2 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

施策の柱3 ワーク・ライフ・バランスの推進

基本方針3における目指すSDGsのゴール(目標)





基本方針Ⅳ 男女間の暴力のない地域づくり（DV 被害者支援基本計画）

女性への暴力は、女性の人権を踏みにじる行為であり、性犯罪、セクシュアルハラスメント、ストーカー行為、DV（ドメスティック・バイオレンス）などがあります。

暴力は、性別や加害者、被害者の立場を問わず、決して許されるものではなく、男女共同参画社会の実現に向けて、克服すべき重要な課題です。

特にDVは、犯罪となる行為も含む重大な人権侵害で、家庭内で行われるため、発見が困難な上に、加害者に罪の意識が薄いという傾向があり、暴力がエスカレートして被害が深刻化する傾向にあります。被害者の多くは女性で、その根底には女性の人権の軽視があると言われています。

このような状況を改善していくために、DVを正しく理解し、個人のみではなく地域社会の協力が得られるように、意識啓発や情報提供、さらには若年層への予防教育を推進する必要があります。

また、被害者が安心して相談できる窓口の整備や、被害者を発見し保護するための緊急体制、自立に向けた支援の充実など、さまざまな関係部局や関係機関との連携強化を図りながら、男女間の暴力のない地域づくりをめざします。

施策の柱 1 男女間のあらゆる暴力の根絶

施策の柱 2 相談体制の整備と被害者支援の充実

施策の柱 3 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

基本方針 4 における目指す SDGs のゴール(目標)





第4章

基本理念実現に向けた施策の展開

第4章 基本理念実現に向けた施策の展開

基本方針Ⅰ 人権を尊重した男女共同参画の意識づくり・地域づくり

施策の柱1 固定的な性別役割分担意識の解消

アンケート調査結果では「男女の地位の平等感」として「平等になっている」とする回答は「社会通念・慣習・しきたりなど（12.3%）」が最も少なくなっています。

そのため、男女共同参画社会の形成という観点から、見直すべき家庭・地域・職場などさまざまな場所における制度や慣行について、住民の主体的な気づきとなる積極的な広報・啓発に努めます。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|---------------------------------------|---------------|---------------|
| 社会通念・慣習・しきたり等において「平等になっている」と感じている人の割合 | 12.3% | → 23.0% |

(指標内容：アンケート調査)

1 男女共同参画の意識啓発と情報提供

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|----------------------|---|----|
| 1 | 住民に向けた男女共同参画に関する情報発信 | 男女共同参画を推進するために広報誌への掲載頻度の向上を図ります。 さらに、ホームページやSNSを有効に活用することで、住民に有益な情報を発信します。 | |
| 2 | 地域団体等に対する慣行等の見直しの啓発 | 地域における社会通念・慣習等の見直しについて啓発します。 | |
| 3 | 生涯にわたる学習機会の充実 | 男女が自らの意思で社会のあらゆる分野で参画できるよう、多様化・高度化した学習ニーズに対応する生涯を通じた学習機会を提供します。 | |

| | | | |
|---|-----------------------------|---|--|
| 4 | 男女共同参画に関するセミナー、講座の開催または情報提供 | 家庭や地域で男女平等意識を育むために、セミナーや講座を実施し、男女共同参画の理解を深める機会を提供します。 | |
|---|-----------------------------|---|--|

2 男女共同参画に関する調査、情報収集

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|--------------------------------|--|----|
| 5 | 男女平等に関する調査の推進と研修の充実 | 男女平等に関する調査を推進し、研修等による意識啓発や、関係者における情報等の共有化を図ります。 | |
| 6 | 男女共同参画に関する情報の収集と男女共同参画に関する図書の実 | 国・県・関係機関からの広報紙、情報紙等を広く提供します。 また、図書の充実を図り、住民への利用を促します。 | |

施策の柱2 幼少期からの男女共同参画意識の形成

人権意識や男女平等意識に基づき、男女共同参画を進める基礎として、教育・学習は重要な役割を果たすことから、学校教育はもちろん、子どもから高齢者まで、ライフステージに応じて、家庭教育や社会教育、学習の機会が必要となります。

そのため、男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化及び学習機会の拡充を図ります。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|-----------------------------|---------------|---------------|
| 町全体での男女共同参画に関する各種講座やセミナーの開催 | 年0回 | → 年1回 |

(指標内容：事業実績)

1 家庭や地域での男女共同参画の推進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|-------------------------------|--|----|
| 7 | 青少年健全育成事業の推進 | 人権、男女共同参画の視点で、青少年を有害環境から守るための取り組みを推進します。 | |
| 8 | 家庭・地域における男女共同参画意識浸透のための啓発活動推進 | 広報誌、ホームページ等での情報提供など、あらゆる機会を利用して、男女がともに家庭及び地域に参画する意識の浸透を図ります。 | |
| 9 | 男性の家庭生活等への参画の促進 | 育児や介護の負担が女性に偏らないようにするため、男性に向けた育児や介護に関する講座等を実施し、男性の家庭生活等への参加意識の醸成を促します。 | |
| 10 | 男性の育児参加の促進 | 男性が育児に関する知識を学習する機会を提供するとともに、子育ては男女がともに行うという意識を啓発します。 | |

2 学校等での男女共同参画教育の推進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|-------------------------|--|----|
| 11 | 男女共同参画社会をめざした教育の推進 | すべての学校において、「特別活動」等の時間を活用し、男女共同参画をテーマにした教育を推進します。 | |
| 12 | 学校における健康教育、性教育の充実 | すべての学校で、思春期におけるからだところの健康問題に対応する健康教育及び男女平等の促進・性差別の解消に向けた性教育の充実を図ります。 | |
| 13 | 男女共同参画の視点に立った保育・教育活動の推進 | 男女共同参画や人権尊重の視点に立ち、保育・教育活動を推進するとともに、固定的性別役割分担意識を容認しない社会づくりに努めます。 | |
| 14 | 職場体験、ボランティア等の体験活動の充実 | すべての学校において、性別にこだわることなく、将来どのような仕事に就きたいのか、どのような生き方をしたいのかを見つけることを大事にしたキャリア教育を推進します。 | |
| 15 | 保護者に対する意識啓発の推進 | 子どもの成長に応じて親が学びあう学習機会の充実を図るとともに、PTA等の保護者による活動を通じ、男女双方の参加促進を図ります。保護者に対してもスマートフォン等の適切な利用方法について普及・啓発します。 | |

施策の柱3 政策・方針決定過程への女性の参画促進

近年、女性の社会活動への参加気運が高まってきており、職場や地域においても、その活動分野の拡大が進んでいますが、政策方針決定の場においては、女性の参画は未だ十分とはいえない状況です。多様化する地域課題の解決に向けては、家庭・職場・地域など、あらゆる分野に男女がともに主体的に参画し、相互の意見を反映させていくことが必要となります。

そのため女性が地域活動や社会的意思決定の場で、男性とともに重要な役割を果たせるよう、女性の参画や登用の促進を図ります。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|------------------|---------------|---------------|
| すべての自治振興区に女性部を設置 | 85.7% | 100% |

(指標内容：取組活動)

1 公的審議会等への女性委員の登用促進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|---------------------------|---|----|
| 16 | 政治分野における男女共同参画推進法についての啓発 | 女性が議会への参画を促進するため「政治分野における男女共同参画推進法」について周知を図り、議員としての役割や活躍について考える取組などを支援します。 | |
| 17 | 行政における審議会等委員への女性の積極的登用の促進 | 住民の理解を深め、性別に関係なく審議会に参画する機会を創出することに努めます。また、女性委員比率の向上と委員公募制の積極的導入に努め、審議会等へ意欲のある人の参画を促します。 | |
| 18 | 職員の管理職への女性登用の拡大 | 能力と適性に基づき女性職員の管理職への更なる積極的登用を推進します。 | |
| 19 | 女性職員の職域拡大 | 各種研修を通じ、町政を担う職員の能力向上を図り、性別にとらわれず、それぞれの能力や適性に応じた職員配置を行います。 | |

2 あらゆる分野における女性の参画促進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|-------------------------|---|----|
| 20 | 自治振興区の地域活動における男女共同参画の促進 | すべての自治振興区に女性部を設置し、男女共同参画による地域活動の気運の醸成を図ります。 | |
| 21 | 地域で活躍できる女性の人材育成及び発掘 | 政策決定や意思決定の場に参画できる女性リーダーを育成するための講座の情報提供などの支援に努めます。 | |
| 22 | 地域活動における女性の参画 | 地域への関心を高め、地域での様々な活動の方針決定の場への女性の参画を働きかけます。 | |

基本方針Ⅱ 男女がともに安全で安心して暮らせる地域づくり

施策の柱1 地域防災における男女共同参画の推進

国は、災害対策における事例をもとに、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」を作成し、地方公共団体が災害時に男女共同参画の視点で取り組む際の基本的事項を示しています。

住民に対する防災知識の普及にあたっては、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違いや、意思決定の場に女性の参画が重要であることなど、男女双方の視点に十分に配慮することが求められています。

これらに基づき、女性の視点に立った避難所運営、防災対策の推進、防災会議など、防災組織への女性参画促進に取り組めます。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|--------------|---------------|---------------|
| 女性の防災士資格取得者数 | 2人 | 7人 |

(指標内容：取組活動)

1 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|------------------------------|---|----|
| 23 | 男女共同参画の視点を持った防災・災害時における活動の啓発 | 日頃の備えや災害時の復旧活動や避難所運営等、あらゆる防災対策に女性の視点が反映され、また性別や年齢に関わらず誰もが活躍できるよう、地域における防災セミナーや防災訓練開催等の機会をとらえて啓発を行います。 | |
| 24 | 男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の推進 | 避難所の運営にあたり、男女のニーズの違いや男女双方の視点に配慮するよう、啓発していきます。 | |

2 防災分野への女性の参画促進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|----------------------|---|----|
| 25 | 災害対策の方針決定過程への女性参画の促進 | 男女共同参画の視点を踏まえた災害対策が検討されるよう、防災会議等への女性の参画を促進します。 | |
| 26 | 自主防災組織における女性の参画促進 | 会合や研修会での啓発を通し、自主防災の組織体制及び防災活動への女性の参画を促進します。 | |
| 27 | 女性リーダーの養成 | 防災に関する地域活動を男女共同参画の視点に立ち、県が実施する養成講座等の周知・啓発を図るなど、地域の防災を担う女性リーダー等の人材育成を行います。 | |

施策の柱2 生涯を通じた心身の健康づくりの推進

生涯を通じた健康を保持増進するためには、男女がそれぞれの身体の特徴を理解し、生涯にわたる男女の健康の包括的な支援を推進する必要があります。

そのため、各種健康診査、健康指導等の実施、幅広い年代への健康づくりに関する情報提供や啓発、広報活動に取り組みます。

男女がお互いの身体的性差を十分に理解しあい、人権を尊重し、相手に対する思いやりを持つ事は男女共同参画社会の形成の前提となります。そのため、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意し、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康/権利）の視点に立った健康保持・増進を図る必要があります。

特に妊娠・出産期は女性にとって大きな節目であり、健康上不安定な時期となるため、地域において安心して子どもを産み育てることができるよう必要な支援を行うとともに、不妊に悩む方にも関係機関と連携した支援を行います。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|---------|---------------|---------------|
| 特定健診受診率 | 61.5% | 65% |

(指標内容：取組活動)

1 性別に応じた心と身体の健康づくりの推進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|----------------------|--|----|
| 28 | ライフステージに応じた健康の保持及び推進 | 生涯を通じ、健康や健康維持等を推進するため、健康診査・検診の受診促進や健康教育等を推進します。 | |
| 29 | 健康相談の充実 | 心の悩みや体の悩み、出産期・更年期に関する悩み等について窓口相談の充実を図ります。 | |
| 30 | こころの健康づくりの推進 | こころの健康づくりの推進のため、相談窓口一覧の配布や啓発活動等を実施します。特に、働く世代への対応が必要となっていることから、職域連携を図りながら事業を推進します。 | |

2 妊娠・出産に関する理解の促進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|----------------------|--|----|
| 31 | 妊娠や出産についての広報・啓発 | 妊婦に対する配慮を住民に周知・啓発するマタニティマークの利用を促進し、理解を深めます。 | |
| 32 | 不妊に関する相談や治療費助成等の支援 | 妊娠を希望する男女に対し、不妊治療にかかる費用の助成を行うとともに、相談・支援を行います。 | |
| 33 | 妊婦健康診査の実施及び受診の重要性の周知 | 妊婦の疾病や異常の早期発見・早期対応を図り、正常な妊娠・出産を迎えることができるよう、妊婦健康診査を実施します。 | |

施策の柱3 暮らしに困難を抱えた人への支援

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けては、ひとり親世帯、高齢者、障がい者、外国人、貧困など生活上の困難を抱える方の健康維持や生活の安定に向けた支援が必要となります。また、生活困窮者自立支援法の施行や自立相談支援事業の実施の義務付けにより、自治体には支援体制の強化が求められています。

そのために地域における各種相談員の活動に対する支援等を推進し、多様性を認め合い、互いを尊重して支え合う地域社会の実現を図ります。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|--------------------|---------------|---------------|
| LGBT(性的少数者)の言葉の認知度 | 22.8% | 50% |

(指標内容：アンケート調査)

1 困難を抱えた人が安心して暮らせる環境の整備

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|---------------------------------------|--|----|
| 34 | 支援体制の強化 | さまざまな生活上の困難に直面する方に対し、相談員や関係機関等が連携し、世帯や子どもの実情に応じた自立支援を行うとともに、支援体制や支援策の効果的な広報活動を推進します。 | |
| 35 | 母子父子寡婦福祉資金の貸付及び母子・父子家庭自立支援給付金の支給による支援 | 母子・父子家庭や寡婦家庭への就学資金、技能習得資金等の貸付制度の周知に努めます。また、母子家庭・父子家庭の親が就職に有利な資格等の取得のための自立支援給付金の制度の周知に努めます。 | |
| 36 | ひとり親相談の推進 | ひとり親の生活の安定や子育ての相談、就業に関する相談等を総合的に行い、ひとり親世帯の自立を支援するため、母子・父子自立支援員により、福祉資金の貸付を含めた各種相談事業の制度周知に努めます。 | |
| 37 | 生活困窮者やひとり親家庭等の生活及び自立支援の充実 | 生活困窮者へのきめ細やかな相談体制を整備し、必要な情報を的確に提供します。また、就労支援等を通して、ひとり親家庭等の生活の安定と児童の福祉向上を図ります。 | |

2 性別にかかわらずあらゆる人の人権尊重に向けた意識啓発と情報提供

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|--------------|---|----|
| 38 | 人権を尊重する意識の醸成 | 人権尊重の意識を高めるため、講演会や街頭啓発等、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。 | |

| | | | |
|----|----------------------------|---|--|
| 39 | L G B T (性的少数者)等の理解講座による啓発 | L G B T (性的少数者)等に関する正しい情報を提供し、当事者が偏見や差別を受けることなく、だれもが自由に生き方を選択できる社会の実現に努めます。 | |
| 40 | 人権相談の実施 | 専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者がそれぞれのケースに応じた適切な支援を受けられるよう取り組みます。 | |

基本方針Ⅲ 男女がともに活躍する地域づくり（女性活躍推進計画）

施策の柱1 職場における男女共同参画と女性活躍の推進

アンケート調査結果では「女性が仕事をもつこと」として「女性は仕事をもつほうがよい（24.3%）」「子どもができて、育児制度等を利用しながら、ずっと仕事を続けるほうがよい（24.1%）」が回答の上位となっています。このことは、男女別でも同程度の回答割合となっています。今後、男女が対等な立場で働くことができる職場の環境づくりが必要となります。

「女性活躍推進法」の施行等により、働く場における女性の活躍が一層重要となっています。女性の活躍を促進するためには、経営者の意識改革やワーク・ライフ・バランスの推進、女性の再就職支援などを行う必要があります。

そのため、企業を対象とした意識・実態調査の実施や情報提供などを通して、企業に向けた啓発を図ることや、経営者自身が女性の雇用や管理職への登用等に積極的になれるよう働きかけを行いつつ、企業におけるポジティブ・アクションの取組などにも注視し、企業への支援に努めます。

また、ハラスメントの防止について、様々な機会を通じて周知に努めるとともに、関係機関における各種相談窓口の情報提供や関連講座の開催等啓発を行っていきます。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|----------------------------|---------------|---------------|
| 職場において「平等になっている」と感じている人の割合 | 28.9% | 35% |

(指標内容：アンケート調査)

1 男性中心型労働慣行等の見直しと女性の登用促進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|------------|--|----|
| 41 | 女性活躍推進法の周知 | 女性活躍推進法を周知し、女性の職業生活における活躍の推進と、豊かで活力ある社会の実現を図ります。 | |

| | | | |
|----|------------------------|--|--|
| 42 | 雇用に関する関係法令の周知 | 募集・採用・配置・昇進等に関して、男女間の格差がないよう、事業所に「改正男女雇用機会均等法」をはじめとする関係法令の周知徹底に努めます。 | |
| 43 | 企業、団体等の意思決定過程における女性の参画 | 企業や団体等に向けてポジティブ・アクション等についての情報提供やセミナー等を実施し、女性登用や人材活用の促進を働きかけます。 | |
| 44 | 男女共同参画に関する企業の研修等への支援 | 企業が男女共同参画に関する研修等を実施する際の協力・支援等を検討します。 | |
| 45 | ポジティブ・アクションの周知及び取り組み促進 | 国、県等関係機関と連携して啓発を行うとともに、企業・事業所訪問、積極的に女性を登用している事業所の紹介などを通じて、ポジティブ・アクションの理解と取り組みを促進します。 | |

2 ハラスメント防止対策の推進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|----------------------|--|----|
| 46 | 労働施策総合推進法について企業へ周知 | 労働施策総合推進法に基づく、パワーハラスメント対策、セクシュアルハラスメント等の防止対策について、企業に対して周知を図ります。 | |
| 47 | セクシュアルハラスメント等対応体制の確立 | 職場におけるセクシュアルハラスメント等を防止するために、相談窓口の周知、対応担当者・管理職への研修を促すなど、対応体制を強化に向けた支援に努めます。 | |
| 48 | 相談窓口の情報提供と充実 | 労働に関する相談窓口の情報提供と関係機関との連携による相談の充実を図ります。 | |

施策の柱2 農林水産業、商工自営業における男女共同参画の推進

農業や商工業等自営業において、女性は生産や経営の担い手として重要な役割を果たしているものの、経営方針の決定においては関与が不十分です。また、農業や商工業等自営業は働く場と生活の場が一体になっていることが多く、女性は労働のほかに、家事・育児・介護

など生活面の負担が大きくなっている傾向がみられます。

そのため、農業や商工業等自営業に携わる女性の経営参画を促進し、その役割が正当に評価され、ワーク・ライフ・バランスの観点からも快適で働きやすい労働環境を整備することが必要です。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|------------|---------------|---------------|
| 農業女性アドバイザー | 6人 | 6人 |

(指標内容：取組活動)

1 働きやすい労働環境の整備促進と経営への女性の参画推進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|-------------------|--|----|
| 49 | 農業における家族経営協定の締結促進 | 農業や自営業など家族経営事業所等において、家族の協力や理解などが得られるよう、家族経営協定制度などを活用し支援します。 | |
| 50 | 自営業に従事する女性への支援 | 商工会等を通じて、女性は経営のパートナーであることを啓発し、女性の活躍機会の拡大を目指します。 家族経営における適正な労働時間や休日の確保等、就業条件の整備について普及・啓発を図ります。 | |

2 女性の就業・起業支援

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|----------------------------|---|----|
| 51 | 女性の昇進意欲向上のためのステップアップ講座等の開催 | 仕事に必要な資格や技術・職業訓練などの情報収集を行い、情報提供と相談体制の充実を図ります。 | |
| 52 | 女性の活躍支援に関する情報提供 | 就労を希望する女性に向けて、本人の希望に合った講座やセミナー、各種制度の案内等をSNS、ホームページ、フリーペーパーにより発信します。 | |

| | | | |
|----|------------|---|--|
| 53 | リカレント教育の推進 | 一人ひとりが自分の能力を十分に発揮できるよう、情報提供や相談体制の整備を通じて、育児や介護等のために退職した女性の再就職等へのチャレンジを支援します。 | |
|----|------------|---|--|

施策の柱3 ワーク・ライフ・バランスの推進

アンケート調査結果では「山都町におけるワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の状況」として「なっていないと思う（どちらかといえば、なっていないと思う＋なっていないと思う）（51.9%）」が約半数となっています。

男女の個性と能力が発揮できる社会の実現のためには、仕事と家庭・地域活動等の両立支援を推進していく必要があります。

家庭、職場、事業所等に対するワーク・ライフ・バランスの普及・啓発活動や、労働の場における男女共同参画の啓発に取り組むとともに、女性の就労に関する情報提供や支援等に取り組み、女性が活躍できる環境づくりを支援します。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | | 目標 (令和7年度) |
|------------------------------|---------------|---|---------------|
| ワーク・ライフ・バランスに取り組むための事業所の啓発活動 | 0回 | → | 1回 |

(指標内容：取組活動)

1 ワーク・ライフ・バランスの意識啓発と情報提供

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|-------------------------------|---|----|
| 54 | ワーク・ライフ・バランスの推進 | 仕事と生活の両立に向けた働き方の見直しを進めるため、広く意識の啓発を図ります。 また、男性の仕事中心意識の見直しに向けた啓発に努めます。 | |
| 55 | 仕事と子育て・仕事と介護の両立のための制度の定着促進と充実 | 育児・介護休業制度についての情報提供と普及に努めます。 | |

| | | | |
|----|--|--|--|
| 56 | 企業等に対する就業形態や職場慣行の見直しの推進 | 企業等に対し、仕事と家庭生活が両立しやすいよう、就業形態や職場慣行の見直しについて啓発します。また、多様な働き方に関する情報提供やフレックスタイム制度、短時間勤務制度等の利用を奨励します。 | |
| 57 | 働きやすく働きがいのある職場環境づくりに取り組む優良事業所に対する表彰制度の実施 | ワーク・ライフ・バランスの推進を含めた、働き方改革に積極的に取り組む町内事業所を表彰することで、取組意欲喚起と先進事例の普及啓発を図ります。 | |
| 58 | 公共調達における男女共同参画社会に貢献する制度の検討 | 事業所における男女共同参画の取組を促進するため、事業の入札等にあたって、男女共同参画社会に貢献する制度の認定をするとともに多くの事業所が利用しやすいよう周知します。 | |

2 仕事と子育て・介護を両立できる環境の整備

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|---------------------------------|---|----|
| 59 | 休日保育・一時保育の実施及び延長保育の充実 | 一時的に保育を行う一時保育の充実を図ります。日曜日・祝日に保育を行う休日保育についてはニーズに合わせて検討します。 | |
| 60 | 病児保育事業の充実 | 保育士や看護師とともに専用の保育室で保育を行う病後児保育事業の充実を図ります。 | |
| 61 | 放課後児童クラブの充実 | 放課後や長期休暇時に、小学校1年生から6年生までの就労家庭の児童を放課後児童クラブにて受け入れます。放課後における子どもの健全な育成を支援するため、放課後児童施設的环境整備や支援員の質の向上等によりクラブの充実を図ります。 | |
| 62 | 子育て世代包括支援センターの設置 | 妊娠期から子育て期の不安や悩みを相談できる場所として設置を目指します。 | |
| 63 | 介護離職を防ぐための環境整備に向けた取組の推進 | 介護と仕事の両立に向けた取組を進めるため、情報誌等による啓発や、講座等を実施し、介護離職を防ぐための取組を推進します。 | |
| 64 | 家族で介護を行う人への家族介護交流事業、認知症介護家族会の実施 | 家族で介護を行う人同士の交流事業や認知症介護家族会等を実施し、身体的・精神的負担の軽減を図ります。 | |

基本方針Ⅳ 男女間の暴力のない地域づくり（DV 被害者支援基本計画）

施策の柱1 男女間のあらゆる暴力の根絶

DVは単なる家庭内の問題ではなく、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であることについて広く住民の理解を深め、暴力を認めない社会の実現と、住民が安心して暮らせるまちづくりを目指します。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|--------------------------------------|----------------------|--------------------|
| 配偶者等や恋人から暴力を受けたことがある人のうち、被害を相談した人の割合 | 男性 46.9% 女性 43.1% | → 男女 60% |

(指標内容：取組活動)

1 暴力防止に向けた意識啓発と情報提供

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|-------------------------------|--|----|
| 65 | 関係機関との連携・強化及びネットワーク機能の充実 | DV対策部会実務者会議を開催し、関係機関と情報共有を図ります。 | |
| 66 | DVやハラスメント、ストーカー防止のための教育・啓発の実施 | DV防止月間に合わせて講座を開催します。相談窓口の情報等を掲載した啓発グッズを公共施設や病院、企業等に協力を依頼し、設置します。 | |
| 67 | こころとからだのケアに関する講座等の実施 | パートナーと自分の関係を見直すきっかけづくりを目的とした、モラル・ハラスメント等の精神的なDVを中心とした講座等を支援します。 | |

2 若年者に対する DV 予防教育の推進

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|----------------|--|----|
| 68 | 学校教育における暴力防止教育 | 人権尊重の意識を高めるため、広報・ホームページ等の各種メディアの活用や、イベント等の機会を通して、人権侵害を防止するための情報提供や啓発を行います。 | |
| 69 | 未然防止のための教育啓発 | ①幼少期から人権を尊重し暴力を許さない心を育むため、家庭教育の大切さについて啓発に努めます。 ②児童・生徒の人権尊重意識・男女共同参画意識を高めるための人権教育、男女平等教育、性に関する指導の充実に努めます。 ③中学生や高校生等の若年者向けの啓発冊子やリーフレットを作成・配布し、デートDV防止の啓発に努めます。 | |

施策の柱 2 相談体制の整備と被害者支援の充実

緊急時における被害者等の安全確保から、避難後の生活再建等を含め、DV被害者の意思を尊重しながら、切れ目のない支援を行います。

関係各課及び関係機関と協力して広報啓発や関係窓口への資料配置を行い、相談窓口の周知徹底を図ります。また、医療機関や教育委員会との連携により、職務上DV被害者や子どもが訪れる施設の関係者に対し、DV被害者の疑いがある場合の通報徹底を促します。

被害者の安全確保を最優先としながら、個々の状態や意向を十分に踏まえ、プライバシーに十分配慮しつつ、相談・保護から社会的な自立に至るまでの横断的な支援に努めます。

目標値

| 項目 | 現状 (令和2年度) | 目標 (令和7年度) |
|---------------------------|---------------|---------------|
| DVにおける相談機関を「1つも知らない」とする割合 | 16.0% | 6% |

(指標内容：取組活動)

1 相談体制の整備と相談窓口の周知

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|------------------------|---|----|
| 70 | DV被害の早期発見と相談機能の強化 | 児童虐待やDV等の早期発見や適切な保護が実施できるよう関係機関との連携・協力体制の強化を図り、要保護児童・DV対策協議会を開催します。 | |
| 71 | DV被害者のための相談窓口の適切な運営と周知 | 住民に身近な相談窓口の適切な運用をします。 | |
| 72 | 関係者による通報の周知 | 被害者を発見したときは、直ちに町や警察に通報ができるよう、広報紙等を活用しDV防止法に基づく通報についての周知に努めます。 | |

2 被害者の安全確保の徹底

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|-------------------------------|---|----|
| 73 | 被害者の支援にかかる情報の取り扱いへの留意 | DV防止法に基づき、配偶者からの暴力を受けている被害者および子どもについて、関係部署及び職員間の連携を図るうえで、情報漏洩等のないよう努めます。 | |
| 74 | 子どもの安全確保とケア | 関係機関と連携し、DVがある家庭の子どもの安全確保を図り、学校や保育所等において、被害者の子どもの生活について適切に配慮されるよう慎重に対応します。 | |
| 75 | 高齢者、障がい者及び女性の緊急時の安全確保と一時保護の実施 | 高齢者、障がい者及び女性のDV被害者に対し、保護を求めたときから一時保護施設に入所するまでの安全を確保し、被害者が短期間に様々な手続きを適切に進めていけるよう支援します。 | |

3 被害者支援の充実

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|----------|--|----|
| 76 | 被害者の自立支援 | 保護を求める被害者の安全確保及び日常生活、就業、住居等について各種制度を活用し関連機関と連携して自立を支援します。また、被害者の回復の一助として支援グループ等に関する情報を提供し、心理的な安定と回復を支援します。 | |

施策の柱3 被害者の保護・支援に向けた関係機関との連携強化

DV根絶のための啓発や被害者相談、一時的保護、社会的な自立等の各段階において、より円滑な支援を行うため、行政機関、警察、教育機関、医療機関、関係団体等と情報の共有化を図りながら、連携協力体制の充実に努めます。

1 関係機関との連携強化

| No | 施策 | 実施内容 | 備考 |
|----|----------------|---|----|
| 77 | DV等に関する相談体制の充実 | 広報・ホームページ等によるDV等に関する情報の啓発に努め、DVやハラスメントの専門相談機関の情報提供を行い、関係機関との連携を図ります。また、研修等に相談員を参加させ、最新の知識の習得、スキルアップを図ります。 | |
| 78 | 庁内連携の強化 | 庁内において、DVに対し迅速・的確に連携ができるよう情報交換や研修を実施し、住民基本台帳、国民健康保険、介護保険、児童手当等、住民基本台帳からの情報に基づき事務処理を行う部署や子育て関連の部署等において、情報の管理と意識の徹底を図ります。 | |
| 79 | 庁外関係機関との連携強化 | 医療機関、警察等関連機関との連携体制の整備を促進します。 | |

第 5 章

計画の推進及び進捗管理

第5章 計画の推進及び進捗管理

1 計画の推進体制

(1) 住民、事業所、関係団体等との連携

男女共同参画の取り組みは多岐にわたるため、計画の推進にはあらゆる場面において行政と住民、事業所、関係団体等の積極的な連携が重要です。

また、特に仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進は、事業所における役割も大きいことから、積極的に連携して取り組みます。

(2) 山都町男女共同参画社会促進懇話会

本計画の推進状況の確認及び評価を行うとともに、変化する社会情勢に対応できるような対策の調査・検討を行い、よりよい施策とするための意見を提言します。

(3) 庁内組織

役場内における庁内作業部会において、関係各課と協議・連携調整を行い、総合的に施策を推進、管理します。

(4) 国、県等との連携強化

国、県と連携を図り、相互協力して効果的な施策の推進に努めます。また、県内市町村との交流・連携を図り、総合的な取り組みを行います。

2 計画の進捗状況の評価

PDCAサイクル（策定-実施-評価-見直し）により、進捗状況の評価結果の反映、施策の見直しを行います。



第 6 章

資料編

第6章 資料編

1 山都町男女共同参画社会促進懇話会委員

| 所 属 名 | 名 前 |
|----------------------------|--------|
| 山都町議員（女性の会） | 吉川 美加 |
| 山都町区長連絡協議会 会長 | 山中 敬夫 |
| 山都町消防団 代表 | 佐藤 剛 |
| 企業代表 特別養護老人ホーム矢部大矢荘 施設長 | 井上 晃裕 |
| 山都町農業委員会 女性代表 | 門岡 和美 |
| 山都町人権擁護委員会 代表 | 渡邊 加代子 |
| 山都町 PTA 連絡協議会 会長 | 大原 尚人 |
| 学識経験者 | 飯星 美恵子 |
| 学識経験者 | 西山 なぎさ |

※敬称略、順不同

2 関係法令

男女共同参画社会基本法

平成11年6月23日公布、施行

目次

前文

第1章 総則（第1条—第12条）

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第13条—第20条）

第3章 男女共同参画会議（第21条—第28条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していくうえで、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが需要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に漢詩、基本理念を定め、並びに濃く、地方公共団体及び国民の責務を明らかにすると共に、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行わなければならない。

(社会における制度または慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度や慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度または慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策または民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行わなければならない。

(国際的協定)

第7条 男女共同参画社会の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行わなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他の地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法律上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上または財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文章を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 二 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 三 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

- 3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるよう務めなければならない。
- 4 都道府県または市町村は、都道府県男女共同参画計画または市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等にあたっての配慮）

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように務めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第 19 条 国は、男女共同参画の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

(設置)

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- 三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- 四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24名以上をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
 - 二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第二項の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
 - 3 第1項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分4未満であってはならない。
 - 4 第1項第二号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第二号の議員の任期は、2年する。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 前条第1項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他の会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

(経過措置)

第3条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)

第1条の規定により置かれた男女協働参画審議会は、第21条第1項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第4条第1項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第23条第1項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第2項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第4条第2項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第5条第1項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第3項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第24条第1項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第3項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

(総理府設置法の一部改正)

第4条 総理府設置法(昭和24年法律第127号)の一部を次のように改正する。

第4条第四号の次に次の一号を加える。

四の二 男女共同参画社会基本法(平成11年法律第78号)第13条第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する男女共同参画基本計画の案を作成すること。

熊本県男女共同参画推進条例

平成13年12月20日公布 熊本県条例第59号

目次

前文

第1章 総則（第1条—第14条）

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進（第15条—第24条）

第3章 熊本県男女共同参画審議会（第25条—第27条）

第4章 雑則（第28条）

附則

男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民一人一人が人として尊重される真に豊かな活力ある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者（県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。）の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治

的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱い（明確な差別的意図がなくとも、差別を要因したと認められる取扱いを含む。）を受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、県その他の団体における政策又は方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家庭を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、家事、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動についての役割を円滑に果たし、かつ、家庭生活以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協定)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的な協調の下に行われなければならない。

(県、県民、事業者及び市町村の協働)

第8条 男女共同参画社会の形成は、県、県民、事業者及び市町村の主体的な取組及び相互の連携協力により促進されることを旨として、これらの者の協働の下に行われなければならない。

(県の責務)

第9条 県は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 県は、男女共同参画の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(県民の責務)

第10条 県民は、基本理念にのっとり、職場、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、自ら男女共同参画社会の形成に努めなければならない。

(事業者の責務)

第11条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、自ら男女共同参画社会の形成に努め、男女が対等に事業活動に参画できる機会を確保し、及び職業生活における活動と他の活動とを両立できる職場環境を整備するよう努めなければならない。

(市町村との連携)

第12条 県は、市町村の男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画の策定及び施策の推進を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 県は、市町村に対し、県が行う男女共同参画社会の形成の促進に関する施策への協力を求めることができる。

(男女共同参画社会の形成を阻害する行為の禁止)

第13条 何人も、男女共同参画社会の形成を阻害する次の掲げる行為をしてはならない。

- 一 職場、学校、地域、家庭等のあらゆる場における性的な言動により当該言動を受けた個人の生活環境を害する行為又は性的な言動を受けた個人の対応により当該個人に不利益を与える行為
- 二 配偶者(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)に対し身体的又は精神的な苦痛を不える暴力的な行為その他の男女間における身体的又は精神的な苦痛を不える暴力的な行為

(公衆に表示する情報における表現への配慮)

第14条 何人も、公衆に表示する情報において、性別による固定的な役割分担又は女性に対する暴力を助長し、又は連想させる表現及び過度の性的表現を行わないよう配慮しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成に関する施策の推進

(男女共同参画計画の策定)

第15条 知事は、男女行動参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- 二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、男女共同参画計画を定めようとするときは、県民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、男女共同参画計画を定めたときは、遅滞なく、これは公表するものとする。

5 前2項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

(県民及び事業者の理解を深めるための措置)

第16条 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

(職業生活と家庭生活等との両立の促進)

第17条 県は、男女が共に職業生活と家庭生活等とを両立することができるよう、保育及び介護に関するサービスの充実、職場における環境づくりの促進等のための適切な措置を講ずるものとする。

(農山漁村における男女共同参画社会の形成の促進)

第18条 県は、農山漁村において、男女が社会の対等な構成員として、自らの意思によって、農林水産業経営及びこれに関連する活動又は地域における活動に共同して参画する機会を確保するため、活動の支援、条件の整備等必要な措置を講ずるものとする。

(県の附属機関の委員の選任における配慮等)

第19条 知事その他の県の執行機関は、その管理に属する附属機関等を組織する委員その他の構成員の選出に当たっては、できる限り男女の数の均等を図るものとする。

2 知事その他の県の任命権者は、その職員の登用に当たっては、性別にかかわらず、その能力に応じ均等な機会を確保するよう努めるものとする。

(調査研究)

第20条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査及び研究を行うものとする。

(推進体制の整備等)

第21条 県は、男女共同参画の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、体制の整備を図るとともに、必要な法制上又は財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(拠点施設の設置)

第22条 県は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施し、並びに県民及び男女共同参画社会の形成を推進する団体が行う男女共同参画社会の形成に関する活動を支援するための拠点となる施設を設置するものとする。

(苦情の処理等)

第23条 県民又は事業者は、県が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策について苦情があるときは、知事に申し出ることができる。

2 県民又は県内の在勤若しくは在学するものは、第13条に掲げる行為その他の男女共同参画社会の形成を阻害する行為を受けたときは、知事に相談を申し出ることができる。

3 知事は、第1項に規定する苦情の申出について、迅速かつ適切に処理するための体制を整備するとともに、その処理のため必要があると認めたときは、熊本県男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

4 知事は、第2項の規定する相談の申出について、迅速かつ適切に処理するため相談員の設置等必要な体制を整備するとともに、必要に応じ関係機関と連携してその処理に努めるものとする。

(年次報告)

第24条 知事は、男女共同参画社会の形成の状況及び男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を明らかにするため、毎年度、報告書を作成し、これを公表するものとする。

第3章 熊本県男女共同参画審議会

(審議会の設置)

第25条 知事の附属機関として、熊本県男女共同参画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

一 男女共同参画計画の策定に関する事項

- 二 第 23 条第 1 項の苦情の処理に関する事項
 - 三 県が実施する男女共同参画の形成の促進に関する施策の評価に関する事項
 - 四 前 3 号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成に関する重要事項
- 3 審議会は、前項各号に掲げる事項について、知事に意見を述べることができる。

(組織)

第 26 条 審議会は、委員 10 人以内で組織し、男女いずれかの委員の数も、委員総数の 10 分の 4 未満であってはならない。

- 2 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから知事が任命する。
- 3 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 委員は、再任されることができる。

(専門部会)

第 27 条 審議会は、必要に応じ、専門部会を置くことができる。

第 4 章 雑則

(雑則)

第 28 条 この条例に定めるもののほか、必要な事情は、知事が定める。

附則

- 1 この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）第 14 条第 1 項の規定により定められた男女共同参画計画は、第 15 条の規定により定められた男女共同参画計画とみなす。